

高圧ガス保安法に基づく手続の手引

一般高圧ガス保安規則

液化石油ガス保安規則

(製造・貯蔵・消費関係)

容器保安規則

(容器検査所関係)

令和 5 年 8 月

埼玉県危機管理防災部化学保安課

第 13 版

目 次

第1部 基本的事項

1 高圧ガス保安法の変遷と体系	1
2 高圧ガスとは	2
3 適用除外	2
4 高圧ガスの名称	3
5 高圧ガスの製造	
5.1 高圧ガスの製造とは	4
5.2 高圧ガス製造者の区分	4
5.3 処理能力の算定	5
6 高圧ガスの貯蔵	
6.1 高圧ガス貯蔵所の区分	7
6.2 貯蔵能力の算定	8
7 高圧ガスの消費	
7.1 特定高圧ガス消費者	9
7.2 貯蔵能力の算定	9
8 高圧ガスに関する各種手続き	
8.1 高圧ガス製造者	10
8.2 高圧ガス貯蔵所	12
8.3 特定高圧ガス消費者	14
8.4 軽微な変更工事の内容	15
8.5 その他の許可及び届出不要工事	16
9 完成検査について	
9.1 第一種製造者の完成検査不要工事	17
9.2 第一種貯蔵所の完成検査不要工事	17
10 保安検査について	
10.1 保安検査を受ける必要のない製造施設	18
10.2 保安検査の期間	19
11 高圧ガス製造施設の休止及び休止施設の再開届	19
12 保安統括者等の選解任	
12.1 選解任の手続き	20
12.2 保安統括者等を選任する必要のない第一種製造事業者	20
12.3 保安統括者等を選任する必要のない第二種製造事業者	21
13 承継届	21
14 性能規定について	
14.1 性能規定とは	22

14.2	性能規定化の意義(目的).....	22
14.3	例示基準とは.....	22
14.4	技術上の基準への適合性の評価.....	22
14.5	事前評価の実施.....	22
15	その他	
15.1	圧力単位の換算(SI単位).....	23
15.2	保安距離の確保について(基本通達).....	23
15.3	設備距離、置場距離と貯蔵能力の注意点.....	23
15.4	4倍耐圧試験等について.....	24

第2部 手続書類作成要領

1	共通事項	
1.1	申請書類等の記入方法.....	25
1.2	提出部数及び提出先等.....	27
1.3	計画書、明細書の作成方法.....	28
2	第一種製造者	
2.1	高圧ガス製造許可申請.....	30
2.2	高圧ガス製造施設等変更許可申請.....	32
2.3	高圧ガス製造施設軽微変更届.....	34
2.4	高圧ガス製造施設完成検査申請.....	36
2.5	危害予防規程届.....	37
2.6	高圧ガス保安統括者等届.....	37
2.7	高圧ガス製造開始届.....	38
2.8	保安検査申請.....	38
2.9	高圧ガス製造施設休止届.....	38
2.10	高圧ガス製造施設休止再開届.....	38
2.11	第一種製造事業承継届.....	39
2.12	高圧ガス製造廃止届.....	39
2.13	独立した製造施設又は容器置場の撤去の報告.....	39
3	第二種製造者	
3.1	高圧ガス製造事業届.....	40
3.2	高圧ガス製造施設等変更届.....	41
3.3	高圧ガス保安統括者等届.....	43
3.4	第二種製造事業承継届.....	43
3.5	高圧ガス製造廃止届.....	43
4	第一種貯蔵所	
4.1	第一種貯蔵所設置許可申請.....	44
4.2	第一種貯蔵所位置等変更許可申請.....	45

4.3	第一種貯蔵所軽微変更届	47
4.4	第一種貯蔵所完成検査申請	48
4.5	第一種貯蔵所承継届	48
4.6	貯蔵所廃止届	48
4.7	独立した貯蔵設備又は容器置場の撤去の報告	49
5	第二種貯蔵所	
5.1	第二種貯蔵所設置届	50
5.2	第二種貯蔵所位置等変更届	51
5.3	貯蔵所廃止届	52
6	特定高圧ガス消費者	
6.1	特定高圧ガス消費届	53
6.2	特定高圧ガス消費施設等変更届	54
6.3	特定高圧ガス取扱主任者届	55
6.4	特定高圧ガス消費者承継届	56
6.5	特定高圧ガス消費廃止届	56
7	容器検査所	
7.1	容器検査所登録申請	57
7.2	容器検査所登録更新申請	57
7.3	容器検査所廃止届出書	57
7.4	検査主任者届	57
8	事故	
8.1	事故の種類	58
8.2	事故発生時における報告	58
8.3	事故届	59
9	その他	
9.1	名称等変更届	60
※	高圧ガス製造許可等手数料一覧	61

平成2年3月制定

平成18年12月改訂

平成6年3月改訂

平成29年3月改訂

平成10年3月改訂

令和3年4月改訂

平成10年9月改訂

令和3年11月改訂

平成14年3月改訂

令和5年6月改訂

平成16年3月改訂

令和5年8月改訂

平成17年3月改訂

第1部 基本的事項

1 高圧ガス保安法の変遷と体系

昭和26年に制定された高圧ガス取締法は、時代の変化に的確に対応するため何度もの改正を経て、平成8年には名称も高圧ガス保安法と変更され平成9年4月1日から施行されました。

その後も、規制緩和政策等により省令の大幅な見直しが行われ、技術基準の性能規定化が平成13年3月に施行されました。これに伴い性能規定された内容の具体的な例を示す例示基準が示されました。

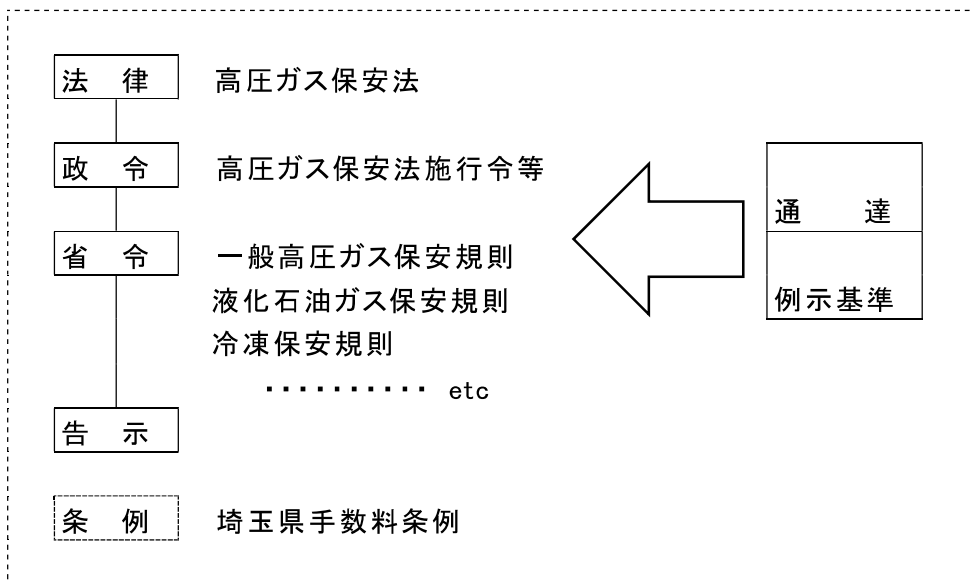
また、県が機関委任事務として行ってきた高圧ガス保安法関係事務は平成12年4月から自治事務となり、関係手数料は条例により規定しました。

平成23年に発生した東日本大震災を契機に耐震告示が見直されことで技術基準が新たに設けられ、平成28年6月には水素及び燃料電池自動車に関する国連規則の発効に伴い、国際相互承認に係る容器保安規則が新たに制定されました。

平成28年11月には政省令の改正により、毒性ガスの定義が変更、特定不活性ガスが新たに定義され、高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈の改正により、液化ガスの定義、適用除外の項目、処理能力及び貯蔵能力の合算の取扱いが変更されました。

コールド・エバポレータ(CE)には様々な設備構成のものがあるため、法令上の運用に違いが生じていました。そこで、令和3年3月にCEの定義を明確化し、運用の統一を図ると共に関係規定の見直しが行なわれました。

法体系の概要



2 高圧ガスとは

(1) 法第2条

圧縮ガス (圧縮アセチレンガスを除く)	・常用の温度において圧力(ゲージ圧力をいう。以下同じ。)が1MPa以上となる圧縮ガスであって現に1MPa以上のもの ・温度35℃において圧力が1MPa以上となるもの
圧縮アセチレンガス	・常用の温度において圧力が0.2MPa以上となる圧縮アセチレンガスであって現にその圧力が0.2MPa以上であるもの ・温度15℃において圧力が0.2MPa以上となる圧縮アセチレンガス
液化ガス	・常用の温度において圧力が0.2MPa以上となる液化ガスであって現に0.2MPa以上であるもの ・圧力が0.2MPaとなる場合の温度が35℃以下である液化ガス
その他	・温度35℃において圧力が0Paを超える液化シアン化水素、液化ブロムメチル、液化酸化エチレン

(2) 可燃性ガス

アセチレン、液化石油ガス等であって、爆発限界の下限が10%以下のもの、又は爆発限界の上限と下限の差が20%以上のもの(一般則第2条第1項第1号)

(3) 毒性ガス

アンモニア、塩素等であって、毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物(一般則第2条第1項第2号)

(4) 特殊高圧ガス

アルシン、ジシラン、ジボラン、セレン化水素等(一般則第2条第1項第3号)

(5) 不活性ガス

窒素、フルオロカーボン(可燃性ガスを除く。)等(一般則第2条第1項第4号)

(6) 特定不活性ガス

不活性ガスのうち、フルオロカーボンであって、温度60度、圧力0パスカルにおいて着火したときに火炎伝ばを発生させるもの(一般則第2条第1項第4号の2)

3 適用除外

次に掲げるガスは高圧ガス保安法の適用から除外されます。

(1) 船舶安全法、航空法、電気事業法等他の法令の適用を受ける高圧ガス

(2) 圧縮装置(空気分離装置に用いられているものを除く。)内における圧縮空気であって温度35℃において圧力が5MPa以下のもの。

(3) 圧縮装置(空気分離装置に用いられているものを除く。)内における圧縮ガス(第一種ガス(空気を除く。)に限る)であって温度35℃において圧力が5MPa以下のもの。ただし告示で定める方法により設置されたものに限る。

(4) フルオロカーボン回収装置内におけるフルオロカーボンであって、温度35℃において圧力が5MPa以下のもののうち、告示で定めるもの。

(5) 上記(1)~(4)の他、高圧ガス保安法第3条に規定する高圧ガス。

4 高圧ガスの名称

高圧ガス保安法では、高圧ガスの名称を次の例により定めています。

(1) 通常の場合

状態	表現方法	具体例
気体の場合	「〇〇ガス」又は「圧縮〇〇」 (〇〇は分子名又は通称)	窒素ガス、酸素ガス、圧縮空気
液体の場合	「液化〇〇」 (〇〇は分子名又は通称)	液化窒素、液化酸素、液化フルオロカーボン
気体と液体の両方の場合	「〇〇」 (〇〇は分子名又は通称)	窒素、酸素

(2) 末尾に「ガス」と付くことが通例のガス

状態	表現方法	具体例
液体の場合のみ	「液化〇〇」(〇〇は通称)	液化炭酸ガス、液化天然ガス、液化亜硫酸ガス
気体又は気体と液体の両方の場合	「〇〇」(〇〇は通称)	炭酸ガス、天然ガス、亜硫酸ガス

(3) 気体と液体と同一名称

液化石油ガス

(4) 混合ガス

「炭酸ガスとアルゴンガスの混合ガス」のような名称とします。

ただし、可燃性ガスと毒性ガスについては法基準が異なるので、可燃性ガス又は毒性ガスとそれ以外のガスの混合ガスの場合は、混合比率の範囲を決めて、その性質を明確にする必要があります。

(5) その他

高圧ガス保安法施行令第3条では、更に「第一種ガス」を定義しています。第一種ガスと第一種以外のガスでは、「高圧ガス製造者の区分」(→p4)及び「高圧ガス貯蔵所の区分」(→p7)に示すように、高圧ガス製造及び貯蔵において許可等の取扱いが異なります。

第一種ガス	ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン(難燃性を有するものとして経済産業省令で定める燃焼性の基準に適合するものに限る。)又は空気
-------	---

5 高圧ガスの製造

5.1 高圧ガスの製造とは

高圧ガスの製造とは、圧力の変化及び状態の変化に伴い、高圧ガスが生ずることをいいます。(いずれも、状態変化後が「高圧ガスとは」(→p2)で定義した高圧ガスであるものをいいます。)

従って次のような行為が該当します。

- (1) 圧縮機による圧縮ガスの圧縮
- (2) ポンプによる液化ガスの圧送
- (3) 減圧弁による圧縮ガスの減圧
- (4) 容器への充てん
- (5) 反応器による圧力変化
- (6) 化学反応及び蒸留等による新たなガスの生成
- (7) 液面の加圧(コールドエバポレータ、液化塩素貯槽等)
- (8) 蒸発器による液化ガスから圧縮ガスへの気化
- (9) 凝縮器による圧縮ガスから液化ガスへの液化

5.2 高圧ガス製造者の区分

高圧ガス製造設備の1日当たりの処理能力が一定量以上である場合を「第一種製造者」、それ未満のものを「第二種製造者」と区分しています。

区 分	第一種製造者	第二種製造者
第一種ガス	300m ³ /日以上	300m ³ /日未満
第一種ガス以外	100m ³ /日以上	100m ³ /日未満
両方ある場合	第一種ガス X (300m ³ /日未満) 第一種ガス以外 Yの場合 $100 + 2/3X \leq X + Y$ のとき	第一種ガス X (300m ³ /日未満) 第一種ガス以外 Yの場合 $100 + 2/3X > X + Y$ のとき

例)窒素が120m³/日、酸素が90m³/日するとき

$$100 + 2/3X = 100 + 2/3 \times 120 = 180 \text{ で、}$$

$$X + Y = 120 + 90 = 210 \text{ となり第一種製造者になる。}$$

5.3 処理能力の算定

(1) 事業所の高圧ガスの処理能力は、複数の製造設備がある場合、各々の処理設備の処理能力を合算します。

ただし、小規模非連結設備(処理能力が100Nm³/日未満(第一種ガスにあっては300Nm³/日未満)で他の製造施設とガス設備で接続されていないもの)で他の製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのないものにあつては処理能力を合算しなくてもよいものとします。

現に合算して申請(届出)している事業所で、合算している設備の内訳を変更又は設備ごとの申請(届出)に変更したい場合には県化学保安課に相談してください。

(2) 処理能力算定に当たつての注意事項

ア 1日(24時間)の処理能力の数値を取ります。

イ 設備ごとに算出された数値は、小数点第2位以下を繰り上げた小数点第1位までの値とします。

ウ 理想気体(温度0℃、ゲージ圧力0Paの状態)換算とします。

(3) 主な設備の処理能力計算

ポンプ	処理能力	$Q=W \times 24 \times \rho \times 22.4 / M (\text{Nm}^3 / \text{日})$
	<p>W: ポンプの能力(リットル/時) (ポンプの能力は、性能曲線による最大稼働した場合の吐出量)</p> <p>ρ: 液密度(kg/リットル) (液密度は、常用の温度の範囲において最大となる値)</p> <p>M: 分子量</p>	

圧縮機	処理能力	$Q=W \times 24 (\text{Nm}^3 / \text{日})$
	<p>W: 圧縮機の能力(Nm³/時) (圧縮機の能力は、性能曲線による最大稼働した場合の吐出量)</p>	

<計算例>

$$Q=V \times N \times R \times (P+0.1013) / 0.1013 \times 273 / (273+T) \times 60 \times 24 \times \text{効率係数}$$

V: シリンダー内容積(m³)

N: 気筒数

R: 回転数(rpm)

P: 吸入圧力(ゲージ圧力MPa)

液化ガス蒸気の場合は40℃における飽和蒸気圧
混合ガスにあっては、混合比率範囲に応じた飽和蒸気圧の中の最大の値

T: 常用の温度(℃) 液化ガス蒸気の場合は40℃

蒸発器 凝縮器	処理能力	$Q = W \times 24 \times 22.4 / M$ (Nm ³ /日)
		W: 蒸発器(凝縮器)の公称能力 (kg/時) M: 分子量

コールド・ エバポレータ	処 理 能 力	ア ガス取り(送ガス蒸発器の常用圧力が1MPa未満) $Q = W_1 / K \times (10P + 1) \times 24$ (Nm ³ /日)																										
		イ ガス取り(送ガス蒸発器の常用圧力が1MPa以上) $Q = W_1 / K \times (10P + 1) \times 24 + W_2 \times 24 \times 22.4 / M$ (Nm ³ /日)																										
		ウ 液取り $Q = (10P + 1) \times 0.9V$ (Nm ³ /日)																										
		<p>W₁: 送ガス用蒸発器の公称能力 (Nm³/時) W₂: 蒸発器の公称能力 (kg/時) K: 液のガス量換算値 ($K = 22.4 / M \times \rho \times 1,000$)</p> <table border="1"> <tr> <td>M: 分子量</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ρ: 液密度 (kg/ℓ)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>P: 常用の圧力 (MPa)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>V: 貯槽の内容積 (m³)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ρ</td> <td>K値</td> </tr> <tr> <td></td> <td>酸素</td> <td>1.141 799</td> </tr> <tr> <td></td> <td>窒素</td> <td>0.809 647</td> </tr> <tr> <td></td> <td>アルゴン</td> <td>1.398 784</td> </tr> <tr> <td></td> <td>炭酸ガス</td> <td>1.030 524</td> </tr> </table>	M: 分子量			ρ : 液密度 (kg/ℓ)			P: 常用の圧力 (MPa)			V: 貯槽の内容積 (m ³)				ρ	K値		酸素	1.141 799		窒素	0.809 647		アルゴン	1.398 784		炭酸ガス
M: 分子量																												
ρ : 液密度 (kg/ℓ)																												
P: 常用の圧力 (MPa)																												
V: 貯槽の内容積 (m ³)																												
	ρ	K値																										
	酸素	1.141 799																										
	窒素	0.809 647																										
	アルゴン	1.398 784																										
	炭酸ガス	1.030 524																										

反応器	処 理 能 力	ア 反応器において高圧ガスが消費される場合 $Q = q_1$ (q_1 : 反応器への高圧ガスの流入量; Nm ³ /日)
		イ アの場合を除き反応器出口側に処理設備(減圧弁を除く)が接続される場合 $Q = q_2$ (q_2 : 処理設備への流入量の数値; Nm ³ /日)
		ウ アの場合を除き反応器出口側に減圧設備(処理設備である減圧弁を含む)が接続される場合 $Q = q_3$ (q_3 : 反応器の出口側に接続される減圧設備への流入量の数値; Nm ³ /日)

精留塔 分留塔	蒸発器、凝縮器の例による。 (蒸発器と凝縮器の処理能力の合計)
------------	------------------------------------

アキュムレータ	処理能力	$Q = V \times 10P$ (Nm ³ /日)
		V: アキュムレータの内容積 (m ³) P: アキュムレータの最高圧縮圧力 (MPa)

バッチ処理釜	処理能力	$Q = V \times 10P \times n$ (Nm ³ /日)
	V:バッチ処理釜の内容積 (m ³) P:バッチ処理釜の最高圧縮圧力(MPa) n:最高圧縮圧力で1日に可能な最高処理回数(回)	

※ 処理設備である減圧弁による製造は、処理容積を0m³として取り扱う。

6 高圧ガスの貯蔵

6.1 高圧ガス貯蔵所の区分

区 分	第一種貯蔵所	第二種貯蔵所
第一種ガス	3,000m ³ 以上	300m ³ 以上3,000m ³ 未満
第一種ガス以外	1,000m ³ 以上	300m ³ 以上1,000m ³ 未満
両方ある場合	第一種ガス X(3,000m ³ 未満) 第一種ガス以外 Yの場合 $1,000 + 2/3X \leq X + Y$ のとき	第一種ガス X(3,000m ³ 未満) 第一種ガス以外 Yの場合 $300 \leq X + Y$ かつ $1,000 + 2/3X > X + Y$ のとき

例)窒素が1200m³、酸素が900m³のとき

$$1000 + 2/3 \times 1200 = 1800$$

1200 + 900 = 2100 となり第一種貯蔵所となる。

6.2 貯蔵能力の算定

- (1) 貯蔵する高圧ガスが液化ガスであるときは、液化ガス質量10kgを容積1m³に換算します。
- (2) 第一種製造者が法第5条第1項の許可を受けたところに従って高圧ガスを貯蔵するときは、貯蔵所の許可又は届出の必要はありません。したがって、この場合の貯蔵容積は合算しません。
- (3) 消火設備内の高圧ガス(不活性ガスに限る)については、設備が配管によって接続されている場合のみ合算します。
- (4) 消火設備内の高圧ガス(不活性ガスに限る)以外の高圧ガスについては、次のいずれかに該当するときはこれらを合算します。
 - ・容器又は容器以外の貯蔵設備が配管によって接続されているとき
 - ・容器以外の貯蔵設備と容器以外の貯蔵設備又は容器と容器以外の貯蔵設備との距離が30m以下であるとき
 - ・容器と容器との間が22.5m以下であるとき ※

※ 障壁により距離が短縮(11.25m)することがあります。

※ 障壁と置場面積により距離が短縮(6.36m)することがあります。
- (5) 貯蔵能力の計算方法

種 別	貯 蔵 能 力
圧縮ガスの貯槽又は容器	$Q = (10P + 1) \times V_1$
液化ガスの貯槽	$W = C_1 \times w \times V_2$
液化ガスの容器	$W = V_2 / C_2$
<p>Q : 貯蔵能力(m³)</p> <p>P : 温度35℃(アセチレンガスにあつては温度15℃)における最高充てん圧力(MPa)</p> <p>V₁ : 貯槽又は容器の内容積(m³)</p> <p>W : 貯蔵能力(kg)</p> <p>w : 常用の温度における液化ガスの比重(kg/ℓ)</p> <p>V₂ : 貯槽又は容器の内容積(ℓ)</p> <p>C₁ : 0.9(低温貯槽にあつては内容積に対する液化ガスの貯蔵が可能な部分の比の値。地盤面下に設置するものであつて内容積が2,000ℓ以上のもの以外のバルク貯槽は0.85)</p> <p>C₂ : 容器保安規則第22条に規定する値</p> <p>※ 算出された数値は、<u>小数点第2位以下を繰り上げた小数点第1位までの値</u>とします。</p>	

7 高圧ガスの消費

7.1 特定高圧ガス消費者

下表の特定高圧ガスを規定数量以上貯蔵して消費する場合は、「特定高圧ガス消費者」となります。

なお、特殊高圧ガスを消費する場合は、貯蔵数量に関係なく、全てが「特定高圧ガス消費者」となります。

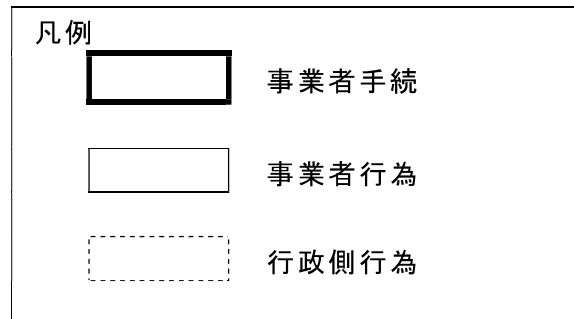
特定高圧ガス	規定数量	特殊高圧ガス
圧縮水素	300m ³	モノシラン
圧縮天然ガス	300m ³	ホスフィン
液化酸素	3,000kg	アルシン
液化アンモニア	3,000kg	ジボラン
液化石油ガス	3,000kg	セレン化水素
液化塩素	1,000kg	モノゲルマン
特殊高圧ガス	貯蔵数量に関係なく全て	ジシラン

7.2 貯蔵能力の算定

- (1) 特定高圧ガスの消費のための設備と配管で接続されているものを合算し、貯蔵能力を算定します。
- (2) 「貯蔵能力の計算方法」(→p8)の計算方法を準用します。

(注) 高圧ガス製造者又は貯蔵所の設置者が特定高圧ガス消費者に該当する場合は、製造又は貯蔵の手続の他に、特定高圧ガス消費の届が必要となります。

8 高圧ガスに関する各種手続



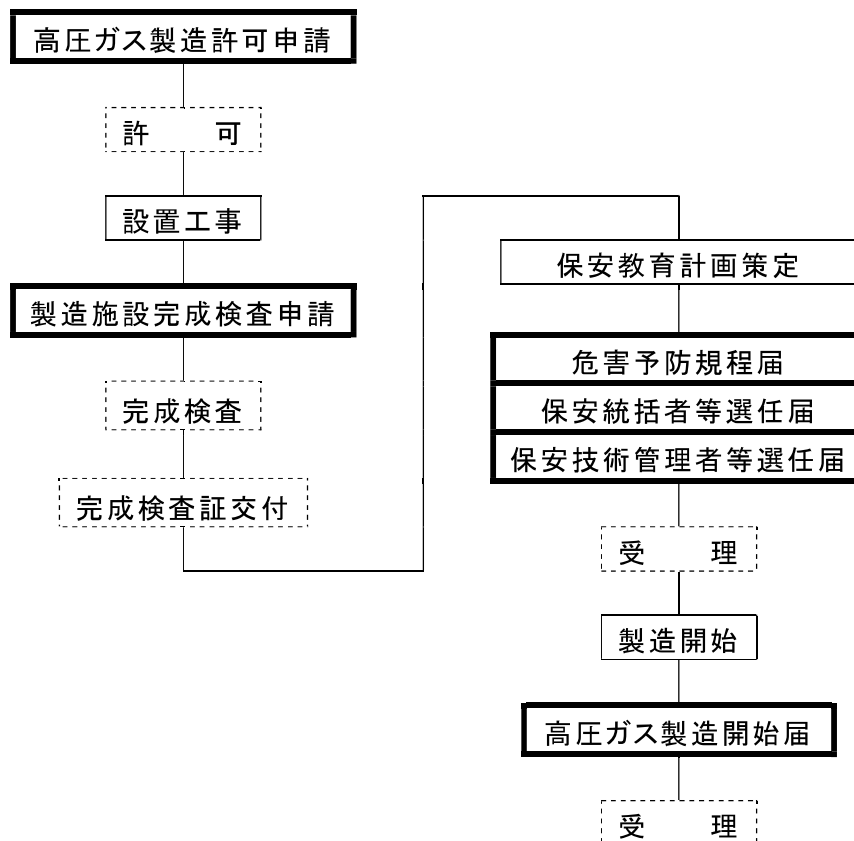
8.1 高圧ガス製造者

第一種製造者に該当する者は、製造の許可を受け、施設の完成検査に合格した後でなければ、製造行為を行うことはできません。

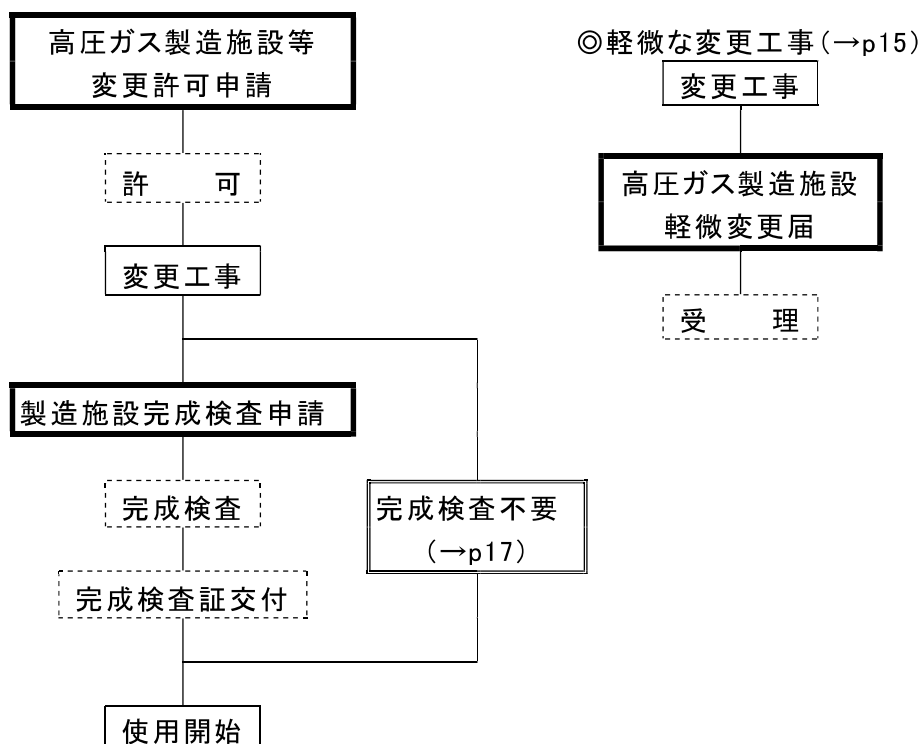
また、第二種製造者に該当する者は、事業を開始する20日前までに届出をしなければなりません。

施設を変更する場合は変更の手続が必要です。

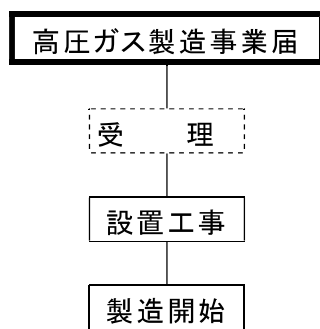
(1) 第一種製造者の新規の手続



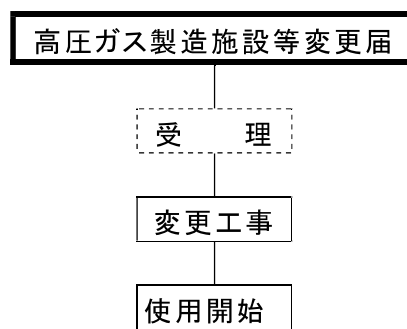
(2) 第一種製造者の変更の手続



(3) 第二種製造者の新規の手続

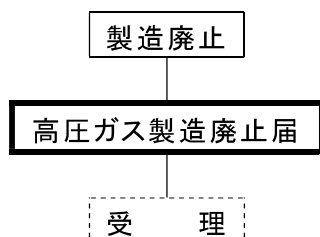


(4) 第二種製造者の変更の手続



◎軽微な変更工事(→p15)は手続不要

(5) 高圧ガス製造者の廃止の手続(第一種・第二種共通)

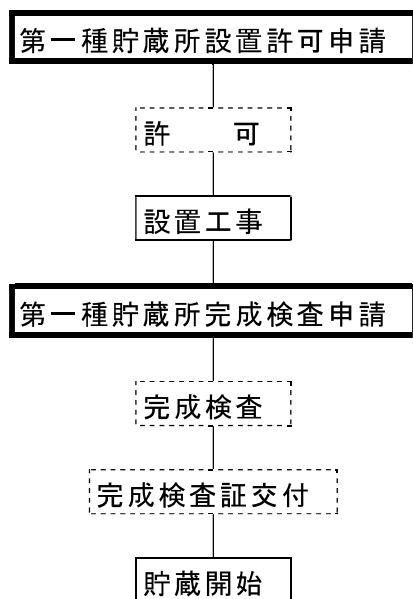


8.2 高圧ガス貯蔵所

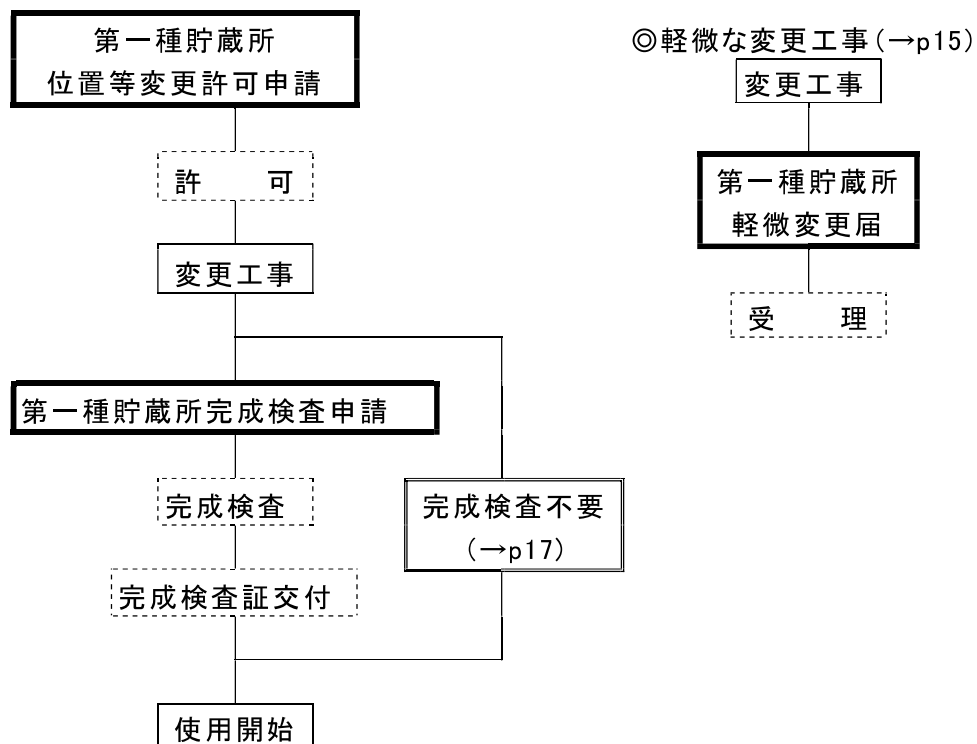
第一種貯蔵所に該当する場合は、設置の許可を受け、施設の完成検査に合格した後でなければ使用できません。

また、第二種貯蔵所に該当する場合は、あらかじめ届出が必要となります。

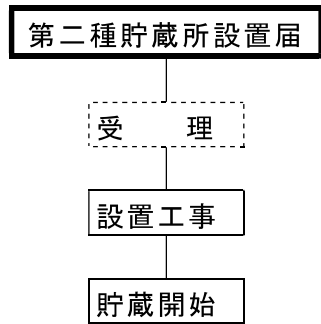
(1) 第一種貯蔵所の新規の手続



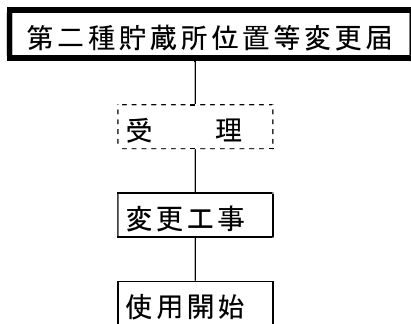
(2) 第一種貯蔵所の変更の手続



(3) 第二種貯蔵所の新規の手続

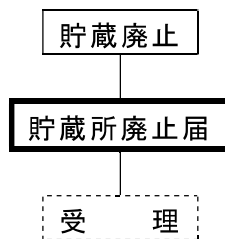


(4) 第二種貯蔵所の変更の手続



◎軽微な変更工事(→p15)は手続不要

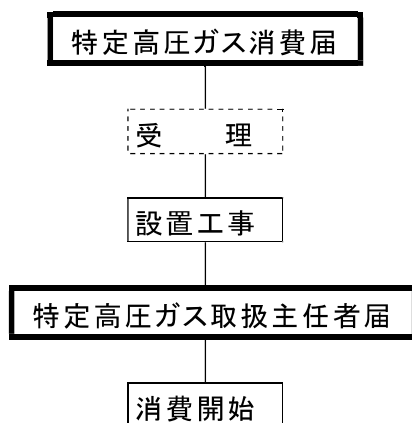
(5) 高圧ガス貯蔵所の廃止の手続(第一種・第二種共通)



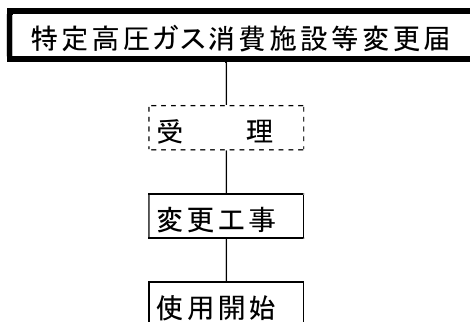
8.3 特定高圧ガス消費者

特定高圧ガスの消費者に該当する者は、消費を開始する20日前までに届出をする必要があります。

(1) 特定高圧ガス消費者の新規の手続

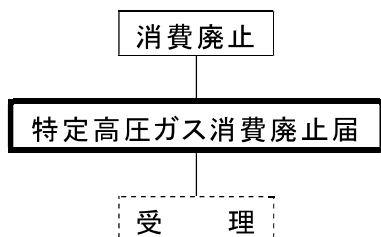


(2) 特定高圧ガス消費者の変更の手続



◎軽微な変更工事(→p16)は手続不要

(3) 特定高圧ガス消費者の廃止の手続



8.4 軽微な変更工事の内容

(1) 第一種製造者及び第二種製造者の軽微な変更工事

<p>(一般則第15条、液石則第16条)</p> <ul style="list-style-type: none">・処理能力の変更を伴わない工事で高圧ガス設備(特定設備を除く。)の取替え (大臣認定品又は保安上特段の支障がないと大臣が認めたものに限る。)・ガス設備(高圧ガス設備を除く。)の変更の工事・ガス設備以外の製造施設に係る設備の変更の工事・製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない高圧ガス設備の撤去の工事
<p>(通達:H30.3.30保局第13号)</p> <ul style="list-style-type: none">・高圧ガス設備の取替えの工事のとき、溶接等の現場加工がある場合でも、管類に係る認定試験者が施工した場合・配管及びそれに付属するバルブのルート変更 (配管に付属する設備又は近接する設備の取替えに伴い必要が生じたものに限る。)・特定設備に係る部品の取替のうち、多管円筒形熱交換機のチューブの取替え・開放検査時のフランジ接合を用いた仮設供給設備の設置及び撤去・小規模非連結設備を設置した後の、当該設備の変更工事 (耐震設計構造物を除き、当該設備が特定設備である場合にあつては、特定設備検査合格証等を受けているものに限る。)

(2) 第一種貯蔵所及び第二種貯蔵所の軽微な変更工事

<p>(一般則第28条、液石則第29条)</p> <ul style="list-style-type: none">・貯蔵能力の変更を伴わない工事で、貯蔵する高圧ガスの通る部分(貯槽を除く。)の取替え(大臣認定品又は保安上特段の支障がないと大臣が認めたものに限る。)・貯蔵する高圧ガスのガス(その原料となるガスを含み、高圧ガスを除く。)が通る部分の変更の工事・貯蔵する高圧ガスのガス(その原料となるガスを含む。)が通る部分以外の高圧ガス貯蔵所に係る設備の変更の工事・貯蔵所の機能に支障を及ぼすおそれのない貯蔵設備の撤去の工事
<p>(通達:H30.3.30保局第13号)</p> <p>第一種及び第二種製造者の軽微変更参照</p>

(3) 特定高圧ガス消費者の軽微な変更工事

(一般則第57条、液石則第55条)
・貯蔵能力の変更を伴わない工事で、貯蔵設備等(貯槽を除く。)の取替え(大臣認定品又は保安上特段の支障がないと大臣が認めたものに限る。)
・消費設備(貯蔵設備等を除く。)の変更の工事
・消費設備以外の消費施設に係る設備の変更の工事
・消費施設の機能に支障を及ぼすおそれのない消費設備の撤去の工事
(通達:H30.3.30保局第13号)
第一種及び第二種製造者の軽微変更参照

8.5 その他の許可及び届出不要工事

法基準に関係ある変更のうち次に掲げるものは、許可及び届出が不要となります。

(通達:H30.3.30保局第13号)
・圧力計、温度計の取替え(同一方式のものに限る。)
・充てん又は受入れに係る高圧ホース及び金属フレキ管(直接容器等に接続される部分のものに限る。)の取替え
・耐圧、気密性能に影響のない部品またはJIS等の規格品であり、その性能が保証されているものの取替え (ボルト、ナット、圧縮機のピストン、反応器の攪拌器のプロペラ、蒸留塔のトレイ、熱交換機の邪魔板等)
・独立した製造設備、貯蔵設備、容器置場の撤去の工事※
・高圧ガス(原料となるガスを含む。)の通らない部分の設備の撤去又は同等以上のものへの取替え
・事業者が保安上特段の支障がないと判断した消耗品の取替え

※ 独立した製造設備、貯蔵設備及び容器置場の撤去の工事については、第一種製造者及び第一種貯蔵所の所有者又は占有者は、事前に報告してください。

なお、独立していない製造設備、貯蔵設備で、施設の機能に支障を及ぼすおそれのない設備の撤去は軽微な変更の工事として扱います。

区 分	軽微な変更の工事	撤去の報告
第一種製造者	工事後に届出	※事前に報告
第二種製造者	届出不要	※事前に報告
第一種貯蔵所	工事後に届出	※事前に報告
第二種貯蔵所	届出不要	※事前に報告
特定高圧ガス消費者	届出不要	※事前に報告

※ 工事後に撤去したことがわかる資料(撤去前後の写真等)の提出をお願いします。

9 完成検査について

第一種製造者及び第一種貯蔵所は、施設の新設の許可及び変更の許可を受けて行った工事が完成したときは、完成検査が必要となります。

ただし、省令で定める範囲の変更工事を行った場合は、完成検査を受ける必要がありません。

9.1 第一種製造者の完成検査不要工事

(1) 法第20条第3項の特定変更工事とならない工事

(一般則第33条、液石則第34条、製造細目告示第12条の14)

(1) ガス設備(耐震設計構造物に係る特定設備を除く。)の取替え又は設置位置の変更(高圧ガス設備の取替えを伴うものにあつては大臣認定品に限り、特定設備の取替えにあつては特定設備検査合格証等の交付を受けているものに限る。)の工事であつて、処理能力の変更が20%以内のもの

(2) 以下の条件を全て満たす設備を追加で設置する場合

- ・処理能力が100Nm³/日(不活性ガス又は空気の場合は300Nm³/日)未満であるもの
- ・耐震設計を必要としないもの
- ・特定設備の場合は、特定設備検査合格証等の交付を受けているもの
- ・他の製造施設とガス設備で接続されていないもの
- ・他の製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのないもの

(2) 特定設備検査合格証、特定設備基準適合証(いずれも期限内(3年))により確認できる設備(法第20条の2)

(3) 指定設備認定証により確認できる設備(法第20条の3)

9.2 第一種貯蔵所の完成検査不要工事

法第20条第3項の特定変更工事とならない工事

(一般則第33条、液石則第34条、製造細目告示第12条の14)

・貯蔵する高圧ガスのガス(その原料となるガスを含む。)の通る部分(耐震設計構造物に係る貯槽を除く。)の取替え又は設置位置の変更(高圧ガスの通る部分の取替えにあつては大臣認定品に限り、貯槽の取替えにあつては特定設備検査合格証等の交付を受けているものに限る。)の工事であつて、貯蔵能力の変更が20%以内のものに限る。

10 保安検査について

第一種製造者は、省令で定めるところにより定期的に都道府県知事が行う保安検査を受けなければなりません。

ただし、指定保安検査機関等が行う保安検査を受け、その旨を都道府県知事に届け出た場合は、都道府県知事が行う検査を受ける必要がありません。

10.1 保安検査を受ける必要のない製造施設

製造細目告示第13条	
一般 則 適 用 の 製 造 施 設	ア ガス設備以外の製造施設 (ガス設備を設置する施設及び容器置場については可燃性ガス及び毒性ガス以外のガスに限る。)
	イ 次に掲げるガス設備 ・可燃性ガス及び毒性ガス以外のガス設備(高圧ガス設備を除く。) ・液化アルゴン、液化炭酸ガス又は液化窒素の気化器(超低温容器又は低温容器に接続されるものに限る。) ・配管であって当該高圧ガス等による化学作用によって変化しない材料を使用したもの
	ウ ア及びイの規定に関わらず、処理能力が100Nm ³ /日(不活性ガス又は空気の場合は300Nm ³ /日)未満の製造施設であって、他の製造施設とガス設備で接続されていないもので、かつ、他の製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのないもの
	エ 法第56条の7第2項の認定を受けた指定設備
	オ 充てん設備として、液化石油ガス法に基づく保安検査を受けた設備
液 石 則 適 用 の 製 造 施 設	ア 以下の条件を両方満たしている製造施設 ・処理能力が100Nm ³ /日未満の製造施設であって、他の製造施設とガス設備で接続されていないもので、かつ、他の製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのないもの ・高圧ガス設備の外面から当該施設以外の可燃性ガスの製造施設の高圧ガス設備(可燃性ガスの通る部分に限る。)に対し5m以上、酸素の製造施設の高圧ガス設備(酸素の通る部分に限る。)に対し10m以上の距離を有しているもの
	イ 液化石油ガス法第37条の4第1項の充てん設備であって、同法第37条の6第1項本文の保安検査を受けたもの又は同項ただし書の規定に基づき届け出ているもの

10.2 保安検査の期間

設備の種類（製造細目告示第14条）	期間
保安検査を受けなければならない施設であって下欄に当てはまらない施設	1年
液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素及び液化酸素のコールドエバポレータ(ポンプ又は圧縮機が接続されたものを除く。)に接続された気化器により当該液化ガスを気化するための高圧ガス設備	3年
超低温容器に接続された液化酸素の気化器	2年
空気圧縮装置及び不活性ガスの圧縮装置	2年
アキュムレータ	2年
圧力計及び温度計	2年
空気液化分離装置	2年
蒸気用及びガス用ばね安全弁(JISB8210) (揚程式でリフトが弁座口の径の15分の1未満のもの、呼び径が25未満のソフトシート形のもの及び下欄に掲げるものを除く。)	2年
全量式の蒸気用及びガス用安全弁(JISB8210) (呼び径が25未満のソフトシート形以外のもので認定保安検査実施者の認定に係るものに限る。)	4年
製造設備の冷却の用に供する冷凍設備 (冷媒が可燃性ガス及び毒性ガス以外のもの)	3年
製造設備の冷却の用に供する冷凍設備であって上欄以外のもの	2年

11 高圧ガス製造施設の休止及び休止施設の再開届

高圧ガスの製造を1か月以上継続して中止する計画で施設の一部を休止する場合は、知事にその旨を届出することにより、休止施設の保安検査が免除されます。

- 前回の保安検査等を受けた日から1年以上(告示で定める施設にあつてはその期間以上)経過した施設を再び使用するときは、保安検査を受検して使用することとなります。休止施設の使用を再開するときは再開届を提出してください。
- (注1) 休止期間は3年間を限度とします。3年以上休止する場合は休止期間内に再度届出を提出してください。
- (注2) 休止設備は、他の製造施設と明確に縁切りされており、窒素等で置換する等、保安上の措置を講じてください。
- (注3) 休止期間中に、解放検査の期間に達していた場合、または保安上の措置が適切になされなかった場合、再開に当たっては、あらかじめ休止していた施設の開放検査を行い、その検査報告書を作成してください。
- (注4) 施設の休止は施設の一部を休止する場合のみ認められるものであり、施設全部を休止する場合は廃止の手続が必要となります。

12 保安統括者等の選解任

12.1 選解任の手続き

保安統括者等の選解任の手続きは、下記により実施してください。

区 分	手 続 の 方 法
保安統括者 同 代理者	選解任を行った場合は遅滞なく知事に届出を行う
保安技術管理者 保安主任者 保安企画推進員 保安係員 同 代理者	前年の8月1日からその年の7月31日までの期間に行った選解任について、期間終了後遅滞なく知事に届出を行う
特定高圧ガス取扱 主任者	事業所内で選任が必要であるが、届出は不要 選解任を行った場合は遅滞なく知事に届出を行う

12.2 保安統括者等を選任する必要のない第一種製造事業者

下表アに該当する事業所は、保安統括者等を選任する必要がありません。

また、イに該当する事業所は、一定の資格・経験等をもつ者が保安を監督する場合、保安統括者等を選任する必要がありません。

	設備等名称(一般則第64条第2項、液石則第62条第2項)
ア	・ダイキャスト機、水圧蓄圧機、アキュムレータ (容積10m ³ 以下の空気又は窒素ガス)
イ	・移動式製造設備 (空気、六フッ化硫黄ガス、液化酸素、液化窒素、液化アルゴン、液化ヘリウム、液化六フッ化硫黄、液化フルオロカーボン、液化炭酸ガス) ・気化器又は減圧弁 (酸素ガス、窒素ガス、アルゴンガス、ヘリウムガス、炭酸ガス) ・スクーバダイビング用等呼吸用の定置式空気充てん設備 (処理能力1,000m ³ /日未満で安全装置を備えたもの) ・圧縮天然ガス自動車の充てんを行う事業所 (処理能力25万m ³ /日未満) ・液化石油ガス自動車の充てんを行う事業所 (処理能力25万m ³ /日未満) ・圧縮水素スタンド又は移動式圧縮水素スタンドの充てんを行う事業所 (8MPa以下、処理能力25万m ³ /日未満)

12.3 保安統括者等を選任する必要のない第二種製造事業者

下表ア又はイに該当する事業所は、保安統括者等を選任する必要がありません。

	設備等名称(一般則第64条第3項、液石則第62条第3項)
ア	・処理能力が100Nm ³ /日(不活性ガス又は空気については、300Nm ³ /日)未満の処理設備を設置する者 (可燃性ガスの液化ガスを加圧するためのポンプを設置する者であって処理能力が30Nm ³ /日以上100Nm ³ /日未満の処理設備を設置する者を除く)
イ	・認定指定設備を設置する者

13 承継届

下記により、高圧ガス関係事業等を承継したものは、遅滞なく都道府県知事にその旨届出をする必要があります。

事業所区分	承継の要件
第一種製造者	相続、合併又は分割
第二種製造者	譲渡、相続、合併又は分割
第一種貯蔵所	譲渡又は引渡し
第二種貯蔵所	譲渡又は引渡し ※
特定高圧ガス消費者	譲渡、相続、合併又は分割

※ 第二種貯蔵所の承継については、法令で規定がないため、名称等変更届にて届出してください。

14 性能規定について

14.1 性能規定とは

従来、技術上の基準等について「構造等の詳細な仕様」、「満たすべき特定の数値」及び「特定の試験方法」を詳細に仕様規定していましたが、現在は保安の確保上必要な機能や履行すべき手順等の大枠のみを法令上規定しています。

なお、従来、通達や省令補完基準で規定していた具体的な基準は、例示基準に移行されています。

(注) ただし、保安確保等の観点から基準の全てが性能規定化されたわけではありません。

14.2 性能規定化の意義(目的)

- (1) 技術開発の進展により、新しい材料、試験方法等が開発された場合でも性能規定を満たせば使用が可能であり、技術革新に柔軟に対応ができます。
- (2) 当該性能を満たす限り、外国基準、公的基準(JIS等)、民間基準等の採用が可能となります。
- (3) 性能規定を満たすものの中から、事業者が自ら詳細基準を選択することが可能となり、自主保安の考え方が一層進められます。

14.3 例示基準とは

性能規定化された技術基準の標準的解釈の一例として国が示したものです。

・例示基準の必要性

- (1) 性能規定化された技術基準に適合するかどうかについて、事業者自ら科学的な根拠に基づいて証明することが困難なものについては、例示基準を採用することにより証明が不要となり、便宜が図られます。
- (2) 都道府県等が許認可、検査等の判断の参考にすることができます。

14.4 技術上の基準への適合性の評価

- ・例示基準どおりの場合 → 技術基準に適合するものとします。
- ・例示基準に基づかない場合 → 事業者(申請者)の証明内容に基づき基準に適合するかどうかを判断します。

14.5 事前評価の実施

例示基準に基づかない場合で、自ら技術基準に適合することを証明することが困難な場合は、高圧ガス保安協会に設置された「事前評価委員会」に審査を依頼することができます。これにより、事業者は自ら証明する必要がなくなります。

(注) この制度は、事業所及び審査機関の便宜を図るために作られた任意の制度です。

15 その他

15.1 圧力単位の換算 (SI単位)

$$X(\text{kgf/cm}^2) \times 9.80665 \times 10^{-2} = Y(\text{MPa})$$

(例) $15.6 \text{kgf/cm}^2 \times 9.80665 \times 10^{-2} = 1.5298 \dots$
 $= 1.53 \text{MPa}$

(注) 換算結果については、換算する前の数値の精度を下回らない範囲で丸めるものとする。

15.2 保安距離の確保について(基本通達)

原則として、第一種設備(置場)距離、第二種設備(置場)距離ともに、所有権、借地権等により自社の敷地内で確保してください。

15.3 設備距離、置場距離と貯蔵能力の注意点

高圧ガス製造所	一般則関係	<ul style="list-style-type: none"> ・①又は②の大きい値が設備距離となる ①処理設備は、高圧ガス部分が配管で接続されている設備の処理容積を合算し、処理能力から設備距離を計算 ②貯蔵設備は、配管で接続されている設備の貯蔵容積を合算し、貯蔵能力から設備距離を計算
	液石則関係	・貯蔵能力から設備距離を算定
高圧ガス貯蔵所	貯槽による貯蔵	・貯蔵能力から設備距離を算定
	容器による貯蔵	<ul style="list-style-type: none"> ・配管接続されている場合は貯蔵能力から設備距離を算定 ・配管接続されていない場合は置場面積から置場距離を算定

(注1)「貯蔵設備」とは、貯槽又は配管に接続された容器をいいます。

(注2)貯蔵所の貯蔵容積は、「6.2貯蔵能力の算定」を準用します。

(注3)30m以内にある容器置場は、置場面積を合算します。

「貯蔵容積」は法第16条及び第17条の2の貯蔵所に該当するか否かの判定に使用するもので、設備距離(置場距離)の算定に直接使用するものではありません。

設備距離(置場距離)の算定は、貯蔵能力及び置場面積によって行います。

15.4 4倍耐圧試験等について

ポンプ、圧縮機、弁、配管等これらに類するものの強度の算定については特定設備検査規則を準用しますが、これが適用できない場合にあっては、次のいずれかの方法により強度を確認することによって、強度の算定に代えることができます。

- ・型式ごとに4倍耐圧試験を行う。
- ・型式ごとにひずみ計による応力測定を行い、常用の圧力において生ずる応力が、常用の温度における材料の許容引張応力以下であること。

第2部 手続書類作成要領

1 共通事項

1.1 申請書類等の記入方法

			※1
高圧ガス○○○○ ○○○○申請書	※2	× 整理番号	※3
	一般	× 審査結果	※3
	液石	× 受理年月日	※3
		× 許可番号	※3
名称(事業所の名称を含む。)			※4
事務所(本社)所在地			※5
事業所所在地			
変更の種類			※6
年 月 日			
代表者 氏 名			※7
埼玉県知事			※8

- ※1 用紙の大きさはA4としてください。
添付する明細書等及び函面等もA4とするか、A4の大きさに折り込んでください。
- ※2 一般高圧ガスに関する手続の場合は「一般」、液化石油ガスに関する手続の場合は「液石」、両方の手続の場合は「一般」「液石」の両方を記載してください。
- ※3 ×印の項は記載しないでください。
- ※4 「〇〇株式会社 〇〇工場」等、具体的に記載してください。
第1部「5.3 処理能力の算定(1)」(P. 5)のように、同一事業所内に複数の申請案件がある場合は、「〇〇株式会社 〇〇工場 〇〇設備」等、さらに具体的に記載してください。
- ※5 事業所内の事務所ではなく、本社の所在地等法人登記の住所を記載してください。(記載例:さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号)
↑略さずに記入してください
- ※6 「別紙のとおり」等ではなく、申請内容の概要を記載してください。
なお、ガスの名称については、第1部「4 高圧ガスの名称」(P. 3)に基づき記載してください。
- ※7 申請(届出)者となる法人の代表者を記載してください。
ただし、代理人に委任されていることを証明する書類(例:委任状など)が提出されている場合は、代理人による申請(届出)が可能です。
代理人による申請(届出)の場合は、この欄は次のように記載してください。
- 「 代表者 氏 名 〇 〇 〇 〇 〇
 代理人 氏 名 〇 〇 〇 〇 〇 」

[委任状の書式例]

	年 月 日
埼玉県知事	
事務所所在地 法人名称 代表者氏名	印
委 任 状	
私は次の者を代理人と定め、当社〇〇工場の高圧ガス保安法に基づき諸手続に関する一切の権限を委任します。	
代理人職名 代理人氏名	

なお、委任状の記載内容が変更となった場合は、改めて委任状を提出する必要があります。

※8 許可申請書等、手続に当たって手数料が必要となる場合は、正本に申請手数料として埼玉県収入証紙を貼付するので、下部に余白を残してください。

埼玉県収入証紙の枚数が多いときは、裏面に貼付してください。

(埼玉県収入証紙は、県化学保安課内火薬類保安協会又は県庁第二庁舎地下コンビニエンスストア等でも販売しています。)

なお、埼玉県収入証紙は令和5年12月末で販売が終了し、令和6年3月末で使用もできなくなります。これに伴い各種手続の電子申請受付を開始しました。詳しくは以下のリンクを御確認ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0403/youshiki/yous.html>

1.2 提出部数及び提出先等

(1) 提出部数

申請書及び届書は特に定める場合を除いて、正副2通(副本は正本と同一のものとする。)を提出してください。

(2) 提出先

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

埼玉県危機管理防災部化学保安課(県庁危機管理防災センター1階)

(048)830-8443 企画・高圧ガス担当

(048)830-8439 液化石油ガス担当

(3) 提出者

申請書又は届書は、原則として申請者又は届出者が直接提出してください。

1.3 計画書、明細書の作成方法

(1) 目次の作成

目次を作成し、目次に対応したインデックスを添付してください。

(2) 重複図面等の省略

同一設備について複数の申請書又は届書を提出する場合、重複する図面等にあつては、省略した旨を明記した上で、一方の申請書又は届書への添付のみで差し支えありません。

(3) 添付書類等

施設の設置若しくは変更に係る申請書又は届書に添付する図面及び書面は次のもののうち、施設の位置及び付近の状況並びに法基準等に対応する事項を説明するために必要なものとします。なお、これらの図面は兼用しても差し支えありません。

ア 製造工程の概要を示した図面

プロセス(圧縮、反応、精製等)を示したもの。ただし、計画書や明細書内の「製造の目的」に併せて記載できる場合には省略しても差し支えありません。

イ 事業所案内図

最寄り駅からの案内図

ウ 事業所全体平面図

境界線と警戒標の設置位置及び保安距離を示した図面

エ 製造施設(貯蔵所)の位置及び付近の状況を示す図面

申請事業所と隣接する他事業所等との関係及び付近の状況が示されている図面(ただし、事業所の規模等に応じ、「エ 事業所全体平面図」に一本化できる場合には省略しても差し支えありません。)

オ 高圧ガス製造施設(貯蔵所)配置図

防消火設備、ガス漏えい検知警報設備、障壁等の設置位置及び製造施設に係る設備間距離、火気取扱施設との離隔距離等を示した図面

カ フローシート又は配管図

高圧ガス設備及びガス設備、弁類、配管、計装設備及び安全装置の設置位置、機器名称、機器番号、流体名、常用温度・圧力等(温度・圧力等の区分を色分け等により明記)が記載されたもの

ク 機器等一覧表

- a 圧力容器(塔・槽類、熱交換器類)、回転機器類、弁類及び配管類等毎に、機器名称、機器符号、寸法、材質、内容積、内容物、設計圧力・温度、常用圧力・温度、肉厚等及び特定設備、大臣認定品等にあつてはその旨を記載したリスト
- b 除害設備、防消火設備、防液堤等の保安設備について、機能等を記載したリスト

ケ 強度計算書

高圧ガス設備、貯蔵設備等に係る強度計算書

※「ク 機器一覧表」と照合できるように、機器一覧表に対応した番号等を記載してください。

コ 耐震設計構造物計算書等

経済産業大臣が耐震設計上適切であると認めた計算方法等により設計した耐震設計構造物にあつてはその計算結果、その他の計算方法により設計した耐震設計構造物にあつては計算条件及び計算結果を示した書面(特定設備本体部分については不要)

サ 移設等に係る高圧ガス設備にあつては、当該高圧ガス設備の使用の経歴及び保管状態の記録

シ 製造施設を設計・施工するに当たって保安上特に配慮した事項

施設の特殊性に応じ、設計・施工段階から保安上特に配慮した事項(例えば、水素浸食、応力腐食割れ等に対する対応策等)を記載する。

ス 上記の他、施設に応じ法の技術上の基準の確認に必要な書面又は図面
保安設備機能構造書や電気設備一覧表(可燃性ガスに係る施設に限る)
及び容器置場図(容器置場を設置する場合に限る)等を必要に応じて添付してください。

(3) 添付書類の省略

移動式製造設備に係る製造の許可又は変更の許可と、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項に係る充てん設備の許可又は同条第3項に係る変更の許可を同時に申請する場合で、添付書類の内容が重複するときは、いずれかの許可申請書の添付書類を省略することができます(ただし、書類の添付を省略した許可申請書には、添付を省略した書類の一覧表を添付してください。)

2 第一種製造者

2.1 高圧ガス製造許可申請（一般則第3条、液石則第3条）

(1) 「高圧ガス製造許可申請書」 手数料 p61

「欠格事由に関する事項」には、該当の有無を記載します。

(2) 申請者概要

ア 登記簿謄本（法人の場合）

イ 身分証明書（個人の場合のみ：住民票の写し（マイナンバーの記載のないもの））

※ア、イ コピー可

(3) 製造計画書

※参考様式 (<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0403/youshiki/yous.html>) に従い記載（以降、変更明細書等も同様）。

1 製造の目的

「〇〇を生産するための〇〇として〇〇を製造する。」等、具体的に記載します。

2 製造の方法

製造工程の概要を常用圧力及び常用温度を明記して記載します。

3-1 処理設備の処理能力

高圧ガスの種類ごとに1日当たりの処理能力を記載します。

3-2 処理設備の性能及び能力計算書

処理設備ごとに、処理能力を計算するために必要な事項（例えば圧縮機にあってはシリンダの寸法、回転数等）及び所定の計算方法により計算した内容を記載します。（→p5）

4-1 貯蔵設備の貯蔵能力

高圧ガスの種類ごとに製造のための設備と配管で接続された貯蔵設備の貯蔵能力を記載します。

4-2 貯蔵設備の概要及び能力計算書

貯蔵設備の内容積及び貯蔵するガスの圧力又は密度等並びに所定の計算方法により計算した内容を記載します。（→p8）

5 工事着工予定日及び完成検査機関名

6 申請・届出に関する連絡担当者

7 事業所案内図

8 法の技術上の基準に対応する事項

法の技術上の基準に適合していることを示すために、次のような表にその措置を記載します。

〇〇保安規則第〇〇条の技術上の基準に対応する事項				
項	号	基準項目	措 置	参照図面等番号
1	1	境界線、警戒標		
	2	設備距離		
	:			
2	1			
	2			
	:			

※主な該当条文

一般高圧ガス

定置式製造設備	一般則第6条
コールド・エバポレータ	一般則第6条の2
圧縮天然ガススタンド	一般則第7条
液化天然ガススタンド	一般則第7条の2
圧縮水素スタンド	一般則第7条の3
移動式製造設備	一般則第8条
移動式圧縮水素スタンド	一般則第8条の2

液化石油ガス

定置式製造設備 第一種製造設備	液石則第6条
第二種製造設備	液石則第7条
液化石油ガススタンド	液石則第8条
移動式製造設備	液石則第9条

9 法の技術上の基準への対応を証する図面又は書面

例①事業所全体平面図

- ②製造施設の位置及び付近の状況を示す図面
- ③高圧ガス製造施設配置図
- ④フローシート又は配管図
- ⑤機器等一覧表
- ⑥高圧ガス設備(特定設備、指定設備及び大臣認定品を除く)強度計算書
- ⑦認定試験者試験等成績書又は高圧ガス保安協会が行った試験合格証の写し等
- ⑧耐震設計構造物に係る計算書
- ⑨その他必要な資料

2.2 高圧ガス製造施設等変更許可申請(一般則第14条、液石則第15条)

(1)「高圧ガス製造施設等変更許可申請書」 手数料 p61

(2) 変更明細書

高圧ガス製造許可申請書に添付した製造計画書の内容に関するものうち、変更部分に係るものを記載または添付してください。

1 変更の目的

2 変更の内容

3-1 処理能力変更表

処理能力を変更する場合には、高圧ガスの種類ごとの1日当たりの処理能力の変更を次のような表に記載します。

処理容積／ガス名					合計
変更前					
増加					
減少					
変更後					

3-2 処理設備の性能及び能力計算書

4-1 貯蔵能力変更表

貯蔵能力を変更する場合には、高圧ガスの種類ごとの貯蔵能力の変更を次のような表に記載します。

貯蔵容積／ガス名					合計
変更前					
増加					
減少					
変更後					

4-2 貯蔵設備の概要及び能力計算書

5 工事着工予定日及び完成検査機関名

6 申請・届出に関する連絡担当者

7 事業所案内図

8 法の技術上の基準に対応する事項

(変更の無い項目は「変更なし」と記載してください。)

9 法の技術上の基準への対応を証する図面及び書面

変更箇所に関する資料を添付してください。「製造施設の位置及び付近の

状況を示す図面」「高圧ガス施設配置図」「フローシート又は配管図」「機器一覧表」等は変更点(撤去部分、取替部分等)を色分け等により明確にしてください。

2.3 高圧ガス製造施設軽微変更届(一般則第15条、液石則第16条)

(1)「高圧ガス製造施設軽微変更届書」

(2) 変更明細書

1 変更の目的

2 変更の内容

3-1 処理能力変更表

処理能力が減少する場合には、高圧ガスの種類ごとの1日当たりの処理能力の変更を次のような表に記載します。

処理容積／ガス名					合計
変更前					
増加					
減少					
変更後					

3-2 処理設備の性能及び能力計算書

4-1 貯蔵能力変更表

貯蔵能力が減少する場合には、高圧ガスの種類ごとの貯蔵能力の変更を次のような表に記載します。

貯蔵容積／ガス名					合計
変更前					
増加					
減少					
変更後					

4-2 貯蔵設備の概要及び能力計算書

5 申請・届出に関する連絡担当者

6 法の技術上の基準に対応する事項

変更の無い項目は「変更なし」と記載してください。

7 法の技術上の基準への対応を証する図面又は書面

変更箇所に関する資料を添付してください。「製造施設の位置及び付近の状況を示す図面」「高圧ガス施設配置図」「フローシート又は配管図」「機器一覧表」等は変更点(撤去部分、取替部分等)を色分け等により明確にしてください。

- (3) 認定試験者試験等成績書又は高圧ガス保安協会が行った試験合格証の写し
(認定品等を利用する軽微変更の場合)
- (4) 気密・耐圧試験結果報告書
常用圧力、試験圧力、試験時間、試験結果、試験責任者等を記載した書面、
試験範囲を示したフローシートを添付してください。
- (5) 記録写真
変更の事実及び気密・耐圧試験の状況を記録した写真を添付してください。

2.4 高圧ガス製造施設完成検査申請(一般則第31条、液石則第32条)

(1) 「高圧ガス製造施設完成検査申請書」 手数料 p61

(2) 完成検査当日に用意する書類

ア 耐圧・気密試験結果報告書

高圧ガス設備に関する工事を行ったときには、あらかじめ高圧ガス設備の耐圧試験及び気密試験を実施し、「耐圧・気密試験の報告様式」を表紙として次に示す内容を記録します。また、試験範囲を示すフローシート及び記録写真を添付します。

- ・実施場所
- ・試験方法
- ・常用圧力
- ・試験圧力
- ・試験時間
- ・その他必要事項

イ 特定設備検査合格証、認定試験者試験等成績書又は高圧ガス保安協会が行った試験の合格証の写し

高圧ガス設備に係る工事で特定設備、大臣認定品、又は高圧ガス保安協会が行う試験を受けた機器を使用する場合に添付します。

ウ 工事写真

基礎工事又は障壁設置工事等を伴う場合には、申請内容と照合できる施工写真を添付します。

エ その他申請内容を証明する書面等

2.5 危害予防規程届(一般則第63条、液石則第61条)

(1) 新規制定の場合

ア 「危害予防規程届書」

表題の右欄は、制定を○で囲みます。

イ 危害予防規程

危害予防規程本文及び別紙、別添等を添付します。

別規定となる附属規定、関連規定類は添付する必要はありません。

なお、危害予防規程は、高圧ガス保安協会が制定した「危害予防規程の指針」を参考にして、事業所の実態に応じて作成してください。

(2) 変更の場合

ア 「危害予防規程届書」

表題の右欄は、変更を○で囲みます。

イ 変更明細書

変更の目的及び変更の概要等を記載します。

ウ 変更後の危害予防規程

2.6 高圧ガス保安統括者等届(一般則第67・71条、液石則第65・69条)

(1) 高圧ガス保安統括者の場合

ア 「高圧ガス保安統括者届書」

イ 統括管理する者であることを証する書面

(2) 高圧ガス保安統括者代理者の場合

ア 「高圧ガス保安統括者代理者届書」

イ 統括者を直接補佐する者であることを証する書面

(3) 保安技術管理者及び保安係員の場合

ア 「高圧ガス保安技術管理者等届書」

イ 高圧ガス製造保安責任者免状の写し

(4) 保安主任者及び保安企画推進員の場合

ア 「高圧ガス保安主任者等届書」

イ 高圧ガス製造保安責任者免状の写し(保安主任者の場合)

一般則第70条又は液石則第68条に規定する資格を証する書面(保安企画推進員の場合)

(注1) 資格を証する書面及び免状の写しは、選任の場合のみ添付します。

(注2) 保安管理組織表に選任状況を記載したものを添付してください。

2.7 高圧ガス製造開始届(一般則第42条、液石則第42条)
「高圧ガス製造開始届書」

2.8 保安検査申請(一般則第79条、液石則第77条)
「保安検査申請書」 手数料 p62

(注) 指定保安検査機関の検査を受検する場合は、保安検査予定日の1ヶ月前までに「保安検査の受検について」を提出してください。

また、指定保安検査機関の検査受検後、「指定保安検査機関保安検査受検届」を提出してください(合格証の写しも添付してください)。

2.9 高圧ガス製造施設休止届(一般則第79条、液石則第77条)

(1) 「高圧ガス製造施設休止届書」

(2) 図面又は書面

ア 休止施設の処理能力を記載した書面

イ 休止施設に対する保安上の措置を記載した書面

(ア) 他の製造施設との縁切方法

(イ) 休止施設内のガス置換方法

(ウ) 日常点検、定期点検等の方法

(エ) 休止施設について選任した保安係員及びその代理者の氏名

(オ) その他の保安上の措置

ウ 休止施設の範囲及び位置等を明示した図面

(注) 「使用を休止した特定施設」には、「○○ガス製造施設」、「○○ガス○号貯槽」等具体的に記載し、2つ以上の施設を対象としても差し支えありません。

ただし、事業所内のすべての施設を休止する場合は製造廃止届の手続きが必要となります。

2.10 高圧ガス製造施設休止再開届

(1) 「高圧ガス製造施設休止再開届書」

(2) 図面又は書面

ア 休止施設の処理能力を記載した書面

イ 休止再開措置報告書

(ア) 配管等の復帰方法

(イ) 休止施設の開放検査の方法及び結果

ウ 休止施設の範囲及び位置等を明示した図面

(注) 再開する特定施設には、休止届書と同じ名称を記載します。

休止期間は休止した日からの通算期間を記載します。

2.11 第一種製造事業承継届(一般則第9条、液石則第10条)

(1) 「第一種製造事業承継届書」

「承継された第一種製造者の名称」には、承継前の名称を記入します。

届出者(代表者氏名)は、承継後の代表者となります。

(2) 相続、合併又は分割の事実を証明する書面

登記簿謄本、戸籍謄本等、その事実を証する書面(コピー可)

相続の場合であって、相続人が2人以上あるときは、承継すべき相続人の選定にかかる全員の同意書(印鑑証明書付)も添付します。

(3) 届出者概要

ア 登記簿謄本(法人の場合)

(2)で添付している場合は不要です。

イ 身分証明書(個人の場合のみ:住民票(マイナンバーの記載のないもの))

※ア、イ コピー可

2.12 高圧ガス製造廃止届(一般則第42条、液石則第42条)

(1) 「高圧ガス製造廃止届書」

(2) 写真等

廃止が確認できる写真(廃止前後の写真)等を添付してください。

2.13 独立した製造設備又は容器置場の撤去の報告

第一種製造者が独立した製造設備又は製造に係る容器置場を撤去するとき
は、事前に報告書を提出してください。

(1) 「撤去の報告(第一種製造者)」

(2) 図面

撤去する製造設備又は製造に係る容器置場の位置を示す図面を添付します。

(3) 写真等

撤去が確認できる写真(撤去前後の写真)等は撤去後に遅滞なく提出してください。

(注1) 「独立した」とはガス設備及び消費設備を含めて他の設備と接続されていないものをいいます。

(注2) 全ての製造設備を撤去するときには高圧ガス製造廃止届が必要となります。また、製造設備を撤去した後、第二種製造者となる場合は高圧ガス製造廃止届及び高圧ガス製造事業届が必要となります。

3 第二種製造者

3.1 高圧ガス製造事業届(一般則第4条、液石則第4条)

(1)「高圧ガス製造事業届書」

(2) 製造施設等明細書(製造計画書)

1 製造の目的

「〇〇を生産するための〇〇として〇〇を製造する。」等、具体的に記載します。

2 製造の方法

製造工程の概要を常用圧力及び常用温度を明記して記載します。

3-1 処理設備の処理能力

高圧ガスの種類ごとに1日当たりの処理能力を記載します。

3-2 処理設備の性能及び能力計算書

処理設備ごとに、処理能力を計算するために必要な事項(例えば圧縮機にあってはシリンダの寸法、回転数等)及び所定の計算方法により計算した内容を記載します。(→p5)

4-1 貯蔵設備の貯蔵能力

高圧ガスの種類ごとに製造のための設備と配管で接続された貯蔵設備の貯蔵能力を記載します。

4-2 貯蔵設備の概要及び能力計算書

貯蔵設備の内容積及び貯蔵するガスの圧力又は密度等並びに所定の計算方法により計算した内容を記載します。(→p8)

5 申請・届出に関する連絡担当者

6 事業所案内図

7 法の技術上の基準に対応する事項

法の技術上の基準に適合していることを示すために、次のような表にその措置を記載します。

〇〇保安規則第〇〇条の技術上の基準に対応する事項				
号	引用条号	基準項目	措 置	参照図面等番号
1	6-1-1	境界線、警戒標		
	6-1-2	設備距離		
	：			
	：			

※主な該当条文

一般高圧ガス 一般則第11条・第12条

液化石油ガス 液石則第12条・第13条

8 法の技術上の基準への対応を証する図面又は書面

例①事業所全体平面図

- ②製造施設の位置及び付近の状況を示す図面
- ③高圧ガス製造施設配置図
- ④フローシート又は配管図
- ⑤機器等一覧表
- ⑥高圧ガス設備（特定設備、指定設備及び大臣認定品を除く）強度計算書
- ⑦認定試験者試験等成績書又は高圧ガス保安協会が行った試験合格証の写し等
- ⑧耐震設計構造物に係る計算書
- ⑨その他必要な資料

3.2 高圧ガス製造施設等変更届（一般則第16条、液石則第17条）

高圧ガス製造事業届書に添付した製造施設等明細書の内容に関するものうち、変更部分に係るものを記載または添付してください。

(1) 「高圧ガス製造施設等変更届書」

(2) 変更明細書

1 変更の目的

2 変更の内容

3-1 処理能力変更表

処理能力を変更する場合には、高圧ガスの種類ごとに、1日当たりの処理能力の増減を次のような表に記載します。

処理容積／ガス名					合計
変更前					
増加					
減少					
変更後					

3-2 処理設備の性能及び能力計算書

4-1 貯蔵能力変更表

貯蔵能力を変更する場合には、高圧ガスの種類ごとの貯蔵能力の増減を次のような表に記載します。

貯蔵容積／ガス名					合計
変更前					

増 加					
減 少					
変 更 後					

4-2 貯蔵設備の概要及び能力計算書

5 申請・届出に関する連絡担当者

6 事業所案内図

7 法の技術上の基準に対応する事項

変更の無い項目は「変更なし」と記載してください。

8 法の技術上の基準への対応を証する図面又は書面

変更箇所に関する資料を添付してください。「製造施設の位置及び付近の状況を示す図面」「高圧ガス施設配置図」「フローシート又は配管図」「機器一覧表」等は変更点(撤去部分、取替部分等)を色分け等により明確にしてください。

- 3.3 高圧ガス保安統括者等届(一般則第67条、液石則第65条)
「高圧ガス保安統括者等届書」
(可燃性ガスの液化ガスを加圧するためのポンプを設置する者であって
処理能力が30Nm³/日以上100Nm³/日未満の者に限る)
- 3.4 第二種製造事業承継届(一般則第9条の2、液石則第10条の2)
- (1) 「第二種製造事業承継届書」
「承継された第二種製造者の名称」には、承継前の名称を記入します。
届出者(代表者氏名)は、承継後の代表者となります。
- (2) 事業全部の譲渡、相続、合併又は分割の事実を証明する書面
登記簿謄本、戸籍謄本等、その事実を証する書面(コピー可)
相続の場合であって、相続人が2人以上あるときは、承継すべき相続人の選定
にかかる全員の同意書(印鑑証明書付)も添付します。
- (3) 届出者概要
- ア 登記簿謄本(法人の場合)
(2)で添付している場合は不要です。
- イ 身分証明書(個人の場合のみ:住民票(マイナンバーの記載のないもの))
※ア、イ コピー可
- 3.5 高圧ガス製造廃止届(一般則第42条、液石則第42条)
- (1) 「高圧ガス製造廃止届書」
- (2) 写真等
廃止が確認できる写真(廃止前後の写真)等を添付してください。

4 第一種貯蔵所

4.1 第一種貯蔵所設置許可申請（一般則第20条、液石則第21条）

(1) 「第一種貯蔵所設置許可申請書」 手数料 p62

(2) 貯蔵計画書

1 貯蔵の目的

「〇〇を生産するための〇〇として〇〇を貯蔵する。」等、具体的に記載します。

2 貯蔵の方法

貯蔵所の概要を、貯槽と容器の別、配管接続の有無及び圧力等を明記して記載します。

3-1 貯蔵能力

高压ガスの種類ごとに貯蔵能力を記載します。

3-2 貯蔵所の概要及び貯蔵能力計算書

貯槽又は容器の貯蔵能力及び貯蔵するガスの圧力又は密度等並びに所定の計算方法により計算した内容を記載します。(→p8)

4 工事着工予定日及び完成検査機関名

5 申請・届出に関する連絡担当者

6 事業所案内図

7 法の技術上の基準に対応する事項

法の技術上の基準に適合していることを示すために、次のような表にその措置を記載します。

〇〇保安規則第〇〇条の技術上の基準に対応する事項				
号	引用条号	基準項目	措 置	参照図面等番号
1		保安距離		
2	6-1-11	耐圧試験		
	6-1-12	気密試験		
	:			
3	6-1-42イ	置場明示、警戒標		
	:			

※該当条文

一般高压ガス	貯蔵の方法	一般則第18条
	貯槽による貯蔵	一般則第22条
	容器による貯蔵	一般則第23条
液化石油ガス	貯蔵の方法	液石則第19条

貯槽による貯蔵 液石則第23条
 容器による貯蔵 液石則第24条

8 法の技術上の基準への対応を証する図面又は書面

例①事業所全体平面図

- ②貯蔵所の位置及び付近の状況を示す図面
- ③高圧ガス貯蔵所配置図
- ④フローシート又は配管図
- ⑤機器等一覧表
- ⑥貯蔵設備等(大臣認定品を除く)強度計算書
- ⑦認定試験者試験等成績書又は高圧ガス保安協会が行った試験合格証の写し等
 - ※④～⑦は配管接続がある場合に必要
- ⑧耐震設計構造物に係る計算書
- ⑨その他必要な資料

4.2 第一種貯蔵所位置等変更許可申請(一般則第27条、液石則第28条)

第一種貯蔵所設置許可申請書に添付した貯蔵計画書の内容に関するもの
 のうち、変更部分に係るものを記載または添付してください。

(1) 「第一種貯蔵所位置等変更許可申請書」 手数料 p62

(2) 変更明細書

- 1 変更の目的
- 2 変更の内容

3-1 貯蔵能力変更表

貯蔵能力を変更する場合には、高圧ガスの種類ごとの貯蔵能力の増減を
 次のような表に記載します。

貯蔵容積／ガス名					合計
変 更 前					
増 加					
減 少					
変 更 後					

3-2 貯蔵設備の概要及び能力計算書

- 4 工事着工予定日及び完成検査機関名
- 5 申請・届出に関する連絡担当者
- 6 事業所案内図
- 7 法の技術上の基準に対応する事項

変更の無い項目は「変更なし」と記載してください。

8 法の技術上の基準への対応を証する図面又は書面

変更箇所に関する資料を添付してください。「貯蔵所の位置及び付近の状況を示す図面」「高圧ガス貯蔵所配置図」「フローシート又は配管図」「機器一覧表」等は変更点(撤去部分、取替部分等)を色分け等により明確にしてください。

4.3 第一種貯蔵所軽微変更届(一般則第28条、液石則第29条)

(1) 「第一種貯蔵所軽微変更届書」

(2) 変更明細書

1 変更の目的

2 変更の内容

3-1 貯蔵能力変更表

貯蔵能力を変更する場合には、高圧ガスの種類ごとの貯蔵能力の変更を次のような表に記載します。

貯蔵容積／ガス名					合計
変更前					
増加					
減少					
変更後					

3-2 貯蔵設備の概要及び能力計算書

4 申請・届出に関する連絡担当者

5 法の技術上の基準に対応する事項

変更の無い項目は「変更なし」と記載してください。

6 法の技術上の基準への対応を証する図面又は書面

変更箇所に関する資料を添付してください。「貯蔵所の位置及び付近の状況を示す図面」「高圧ガス貯蔵所配置図」「フローシート又は配管図」「機器一覧表」等は変更点(撤去部分、取替部分等)を色分け等により明確にしてください。

(3) 認定試験者試験等成績書又は高圧ガス保安協会が行った試験合格証の写し

(4) 気密・耐圧試験結果報告書

常用圧力、試験圧力、試験時間、試験結果、試験責任者等を記載した書面、試験範囲を示したフローシートを添付してください。

(5) 記録写真

変更の事実及び気密・耐圧試験の状況を記録した写真を添付してください。

4.4 第一種貯蔵所完成検査申請(一般則第31条、液石則第32条)

(1) 「第一種貯蔵所完成検査申請書」 手数料 p62

(2) 完成検査当日に用意する書類

ア 耐圧・気密試験結果報告書

高圧ガス設備に関する工事を行ったときには、あらかじめ高圧ガス設備の耐圧試験及び気密試験を実施し、次に示す内容を記録します。また、試験範囲を示すフローシート及び記録写真を添付します。

- ・実施場所
- ・試験方法
- ・常用圧力
- ・試験圧力
- ・試験時間
- ・その他必要事項

イ 特定設備検査合格証、認定試験者試験等成績書又は高圧ガス保安協会が行った試験の合格証の写し

高圧ガス設備に係る工事で特定設備、大臣認定品又は高圧ガス保安協会が行う試験を受けた機器を使用する場合に添付します。

ウ 工事写真

基礎工事又は障壁設置工事等を伴う場合には申請内容と照合できる施工写真を添付します。

エ その他申請内容を証明する書面等

4.5 第一種貯蔵所承継届(一般則第24条、液石則第25条)

(1) 「第一種貯蔵所承継届書」

「承継された貯蔵所の所有者又は占有者の名称」には、承継前の名称を記入します。届出者(代表者氏名)は、承継後の代表者となります。

(2) 譲渡又は引渡し的事实を証明する書面(コピー可)

登記簿謄本、戸籍謄本等、その事实を証する書面

(3) 届出者概要

ア 登記簿謄本(法人の場合)

(2)で添付している場合は不要です。

イ 身分証明書(個人の場合のみ:住民票(マイナンバーの記載のないもの))

※ア、イ コピー可

4.6 貯蔵所廃止届(一般則第43条、液石則第43条)

(1) 「貯蔵所廃止届書」

(2) 写真等

廃止が確認できる写真(廃止前後の写真)等を添付してください。

4.7 独立した貯蔵設備又は容器置場の撤去の報告

第一種貯蔵所の所有者又は占有者が独立した貯蔵設備又は容器置場を撤去するときは、事前に報告書を提出してください。

(1) 「撤去の報告(第一種貯蔵所)」

(2) 図面

撤去する貯蔵設備又は容器置場の位置を示す図面を添付します。

(3) 写真等

撤去が確認できる写真(廃止前後の写真)等は撤去後に遅滞なく提出してください。

(注1)「独立した」とはガス設備及び消費設備を含めて他の設備と接続されていないものをいいます。

(注2)すべての貯蔵設備及び容器置場を撤去するときには貯蔵所廃止届が必要となります。また、貯蔵設備又は容器置場を撤去した後、第二種貯蔵所となる場合は貯蔵所廃止届及び第二種貯蔵所設置届が必要となります。

5 第二種貯蔵所

5.1 第二種貯蔵所設置届(一般則第25条、液石則第26条)

(1) 「第二種貯蔵所設置届書」

(2) 貯蔵所明細書

1 貯蔵の目的

「〇〇を生産するための〇〇として〇〇を貯蔵する。」等、具体的に記載します。

2 貯蔵の方法

貯蔵所の概要を、貯槽と容器の別、配管接続の有無及び圧力等を明記して記載します。

3-1 貯蔵能力

高压ガスの種類ごとに貯蔵能力を記載します。

3-2 貯蔵所の概要及び貯蔵能力計算書

貯槽又は容器の貯蔵能力及び貯蔵するガスの圧力又は密度等並びに所定の計算方法により計算した内容を記載します。(→p8)

4 申請・届出に関する連絡担当者

5 事業所案内図

6 法の技術上の基準に対応する事項

法の技術上の基準に適合していることを示すために、次のような表にその措置を記載します。

〇〇保安規則第〇〇条の技術上の基準に対応する事項				
号	引用条号	基準項目	措 置	参照図面等番号
1		保安距離		
2	6-1-11	耐圧試験		
	6-1-12	気密試験		
	:			
3	6-1-42イ	置場明示、警戒標		
	:			

※該当条文

一般高压ガス	貯蔵の方法	一般則第18条
	貯槽による貯蔵	一般則第26条第1号
	容器による貯蔵	一般則第26条第2号
液化石油ガス	貯蔵の方法	液石則第19条
	貯槽による貯蔵	液石則第27条第1号
	容器による貯蔵	液石則第27条第2号

7 法の技術上の基準への対応を証する図面又は書面

例①事業所全体平面図

②貯蔵所の位置及び付近の状況を示す図面

③高圧ガス貯蔵所配置図

④フローシート又は配管図

⑤機器等一覧表

⑥貯蔵設備等(大臣認定品を除く)強度計算書

⑦認定試験者試験等成績書又は高圧ガス保安協会が行った試験合格証の写し等

※④～⑦は配管接続がある場合に必要

⑧耐震設計構造物に係る計算書

⑨その他必要な資料

5.2 第二種貯蔵所位置等変更届(一般則第29条、液石則第30条)

第二種貯蔵所設置届書に添付した貯蔵所明細書の内容に関するもの
のうち、変更部分に係るものを記載または添付してください。

(1) 「第二種貯蔵所位置等変更届書」

(2) 変更明細書

1 変更の目的

2 変更の内容

3-1 貯蔵能力変更表

貯蔵能力を変更する場合には、高圧ガスの種類ごとに、貯蔵能力の増減
を次のような表に記載します。

貯蔵容積／ガス名					合計
変更前					
増加					
減少					
変更後					

3-2 貯蔵所の概要及び貯蔵能力計算書

4 申請・届出に関する連絡担当者

5 事業所案内図

6 法の技術上の基準に対応する事項

変更の無い項目は「変更なし」と記載してください。

7 法の技術上の基準への対応を証する図面又は書面

変更箇所に関する資料を添付してください。「貯蔵所の位置及び付近の

状況を示す図面」「高圧ガス貯蔵所配置図」「フローシート又は配管図」「機器一覧表」等は変更点(撤去部分、取替部分等)を色分け等により明確にしてください。

5.3 貯蔵所廃止届(一般則第43条、液石則第43条)

(1) 「貯蔵所廃止届書」

(2) 写真等

廃止が確認できる写真等を添付してください。

6 特定高圧ガス消費者

6.1 特定高圧ガス消費届（一般則第53条、液石則第51条）

(1) 「特定高圧ガス消費届書」

(2) 消費施設等明細書

1 消費の目的

「〇〇を生産するための〇〇として〇〇を貯蔵する。」等、具体的に記載します。

2 消費の方法

消費行程の概要を、常用圧力及び常用温度を明記して記載します。

3-1 貯蔵能力

特定高圧ガスの貯蔵能力（消費のための設備と配管で接続されたものに限る）を記載します。

3-2 貯蔵所の概要及び貯蔵能力計算書

貯蔵設備の内容積及び貯蔵するガスの圧力又は密度等並びに所定の計算方法により計算した内容を記載します。

4 申請・届出に関する連絡担当者

5 事業所案内図

6 法の技術上の基準に対応する事項

法の技術上の基準に適合していることを示すために、次のような表にその措置を記載します。

〇〇保安規則第〇〇条の技術上の基準に対応する事項				
項	号	基準項目	措 置	参照図面等番号
1	1	境界線、警戒標		
	2	設備距離		
	:			
2	1			
	2			
	:			

※該当条文

一般高圧ガス 一般則第55条

液化石油ガス 液石則第53条

7 法の技術上の基準への対応を証する図面又は書面

例①事業所全体平面図

- ②消費施設の位置及び付近の状況を示す図面
- ③消費施設配置図
- ④フローシート又は配管図
- ⑤機器等一覧表
- ⑥貯蔵設備等(大臣認定品を除く)強度計算書
- ⑦認定試験者試験等成績書又は高圧ガス保安協会が行った試験合格証の写し等
- ⑧耐震設計構造物に係る計算書
- ⑨その他必要な資料

6.2 特定高圧ガス消費施設等変更届(一般則第56条、液石則第54条)

特定高圧ガス消費届に添付した消費施設等明細書の内容に関するもの
のうち、変更部分に係るものを記載または添付してください。

(1) 「特定高圧ガス消費施設等変更届書」

(2) 変更明細書

1 変更の目的

2 変更の内容

3-1 貯蔵能力変更表

貯蔵能力を変更する場合には、貯蔵能力の増減を記載します。

貯蔵容積／ガス名					合計
変更前					
増加					
減少					
変更後					

3-2 貯蔵所の概要及び貯蔵能力計算書

4 申請・届出に関する連絡担当者

5 事業所案内図

6 法の技術上の基準に対応する事項

変更の無い項目は「変更なし」と記載してください。

7 法の技術上の基準への対応を証する図面又は書面

変更箇所に関する資料を添付してください。「消費施設の位置及び付近の状況を示す図面」「消費施設配置図」「フローシート又は配管図」「機器一覧表」等は変更点(撤去部分、取替部分等)を色分け等により明確にしてください。

6.3 特定高圧ガス取扱主任者届（一般則第75条、液石則第73条）

(1) 「特定高圧ガス取扱主任者届書」

表題の右欄は選任か解任又は両方を○で囲みます。

取扱主任者の交替の場合には同一用紙に選任者と解任者を記入します。

(2) 選任者の資格を証明する書面

次のいずれかの資格が必要なので、それぞれ所定の書面を添付します。

	資 格	添 付 書 面
ア	届け出た特定高圧ガスの製造又は消費に関する1年以上の経験	従事した製造事業所若しくは特定高圧ガス消費事業所が発行した経験証明書
イ	大学、高等専門学校の理学、工学に関する課程の卒業	卒業を証する書面
ウ	高圧ガス保安協会が行う特定高圧ガスの取扱の講習の修了	講習修了証の写し
エ	高等学校の工業に関する課程の卒業者にあっては、届け出た特定高圧ガスの製造又は消費に関する6か月以上の経験	卒業を証する書面及び従事した事業所が発行した経験証明書
オ	甲種化学、乙種化学、丙種化学、甲種機械、乙種機械、又は第一種販売主任者の資格	当該免状の写し

経験証明書記載例

所 属 課・職 名		
氏 名		
生年月日		
入社年月日		
特 定 関 高 す 圧 る ガ 事 ス 項	従事事業所名	
	所在地	
	特定高圧ガス名	
	許可届出年月日 及び番号	年 月 日 第 号
	従事期間	年 月 日から 年 月 日まで

上記事実に相違ないことを証明します。

年 月 日

名 称

代表者名

6.4 特定高圧ガス消費者承継届(一般則第54条の2、液石則第51条の2)

(1) 「特定高圧ガス消費者承継届書」

「承継された特定高圧ガス消費者の名称」には、承継前の名称を記入します。
届出者(代表者氏名)は、承継後の代表者となります。

(2) 事業の全部の譲渡、相続、合併又は分割の事実を証明する書面

登記簿謄本、戸籍謄本等、その事実を証する書面(コピー可)

相続の場合であって、相続人が2人以上あるときは、承継すべき相続人の選定にかかる全員の同意書(印鑑証明書付)も添付します。

(3) 届出者概要

ア 登記簿謄本(法人の場合)

(2)で添付している場合は不要です。

イ 身分証明書(個人の場合のみ:住民票(マイナンバーの記載のないもの))

※ア、イ コピー可

6.5 特定高圧ガス消費廃止届(一般則第58条、液石則第56条)

(1) 「特定高圧ガス消費廃止届書」

(2) 写真等

廃止が確認できる写真等を添付してください。

7 容器検査所

7.1 容器検査所登録申請(容器則第30条)

- (1) 「容器検査所登録申請書」 手数料 p62
- (2) 検査所の案内図(周辺の状況図)
- (3) 検査設備明細書
 - ア 敷地内検査場所
 - イ 設備の配置図
 - ウ 規則第33条に対応する事項(写真貼付)
 - エ 申請者概要として法人登記簿謄本又は身分証明書(個人の場合のみ:
住民票(マイナンバーの記載のないもの)) ※コピー可
- (4) 参考書類
 - ア 再検査合格証
 - イ 再検査成績表
 - ウ 再検査工程表
 - エ 再検査手順書

7.2 容器検査所登録更新申請(容器則第31条)

- (1) 「容器検査所登録更新申請書」 手数料 p62
 - (2) 「検査設備変更明細書」(CNG自動車用のみ)
検査設備の変更の有無を記載します。必要に応じて資料や写真を貼付します
- (注)新たに登録票の交付を受けた場合は、以前に交付された登録票を返納します。また、更新を行わない場合は、登録証を返納してください(廃止届出書は提出不要です)。

7.3 容器検査所廃止届出(容器則第39条)

- (1) 「容器検査所廃止届出書」
容器検査所の登録期間中に廃止する場合は、廃止届出書を提出してください。あわせて、登録証を返納してください。

7.4 検査主任者届(容器則第35条)

- (1) 「検査主任者届書」
- (2) 検査主任者の資格を証する書面
(検査主任者の資格を証する免状の写し等)

8 事故

8.1 事故の種類

高圧ガスに係る事故等とは、高圧ガス保安法の適用を受ける高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱、消費及び廃棄並びに容器の取扱い(以下「製造等」という。)中に発生した事故等で、次に掲げるものをいいます。

ただし、高圧ガス保安法の法令違反があり、その結果として、災害が発生した場合には、高圧ガスが存する部分の事故に限らず「高圧ガスに係る事故等」として取り扱います。

- ① 爆発(高圧ガス設備等(以下「設備等」という。)が爆発したものをいう。以下同じ。)
- ② 火災(設備等において、燃焼現象が生じたものをいう。以下同じ。)
- ③ 噴出・漏えい(設備等において高圧ガスの噴出又は漏えいが生じたものをいう。以下同じ。)

ただし、以下のいずれかの場合は除きます。

- 1) 噴出・漏えいしたガスが毒性ガス以外のガスであって、噴出・漏えいの部位が締結部(フランジ式継手、ねじ込み式継手、フレア式継手又はホース継手)、開閉部(バルブ又はコック)又は可動シール部であり、噴出・漏えいの程度が微量(石けん水等を塗布した場合、気泡が発生する程度)であって、かつ、人的被害のない場合
- 2) 完成検査、保安検査若しくは定期自主検査における耐圧試験時又は気密試験時の少量の噴出・漏えいであって、かつ、人的被害のない場合
- ④ 破裂・破損等(高圧ガスにより、設備等の破裂、破損又は破壊等が生じたものをいう。以下同じ。)
- ⑤ 喪失・盗難(高圧ガス又は高圧ガス容器の喪失又は盗難をいう。以下同じ。)
- ⑥ 高圧ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設又は高圧ガスを充填した容器が危険な状態となったとき。
- ⑦ その他

8.2 事故発生時における報告

高圧ガスの事故が発生した際は、事故の程度に関わらず、速やかに埼玉県化学保安課に電話により連絡をしてください。連絡事項は下記のとおりです。事故発生直後で不明確な項目がある場合は、知り得る限りの情報を連絡することとし、その後情報が得られた項目については、随時追加で連絡してください。詳細については、「8.3 事故届」を提出してください。

(1) 報告事項

- ① 事業所名及び事業所の分類(第一種製造者、第二種製造者等)
- ② 発生日時
- ③ 発生場所

④事故の概要

⑤被害の状況：人身被害（死者、重傷者、軽傷者別）、従業員、協力会社、一般市民等、物的被害の状況

⑥原因

⑦事業所が行っている措置

⑧本件の連絡担当者及び連絡先

(2)連絡先

A 平日の8:30～17:15 048-830-8443

B 上記以外 048-830-8111(危機管理防災部当直)

ただし、Bで発生したC2級事故(高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領(20200727保局第1号)による分類で、人的被害が無い事、毒ガスの漏えいでない事、爆発や火災又は破裂・破損等が発生していない事等であるもの。)については、直近のAの時間帯に報告してください。

8.3 事故届(一般則第98条、液石則第96条)

第一種製造者、第二種製造者、高圧ガスを貯蔵し、又は消費する者、容器製造業者、容器の輸入をした者その他高圧ガス又は容器を取り扱う者は、高圧ガスに関する災害が発生したとき又は高圧ガス又は容器の盗難等があったときは、遅滞なく届出をしなければなりません。

この届出には、次の書類を提出してください。

(1) 「事故届書」

事故の状況の欄には「別紙のとおり」と記入し、事故状況明細書に記載します。

(2) 事故状況明細書

事故の状況を詳細に記載した書面(「高圧ガス事故等調査報告書」)

9 その他

9.1 名称等変更届

第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、特定高圧ガス消費者又は容器検査所において下記の事項を変更したときは、遅滞なく届出をしてください。

①	名称(事業所の名称を含む)
②	事業所住居表示(市町村合併に伴う場合を除く)
③	事務所(本社)所在地

(1) 「名称等変更届書」

(2) 各事項の変更を証明するもの

	変更事項	添付書類
①	名称(事業所の名称を含む)	登記簿謄本等、法人名称の変更が明らかになる書面
②	事業所住居表示	住居表示変更証明書
③	事務所(本社)所在地	登記簿謄本等、その事実が明らかになる書面

※添付書類コピー可

高圧ガス製造許可等手数料一覧

埼玉県手数料条例(平成12年4月1日施行)

手数料の名称	処 理 容 積	手数料(円)	完成検査(円)	
高圧ガス 製造許可 手数料	1,000万m ³ 以上	560,000	※3 420,000	
	定置式製造設備 ※1	100万m ³ 以上 1,000万m ³ 未満	340,000	255,000
		50万m ³ 以上 100万m ³ 未満	220,000	165,000
		10万m ³ 以上 50万m ³ 未満	140,000	105,000
		25,000m ³ 以上 10万m ³ 未満	110,000	82,500
		5,000m ³ 以上 25,000m ³ 未満	86,000	64,500
		1,000m ³ 以上 5,000m ³ 未満	68,000	51,000
		200m ³ 以上 1,000m ³ 未満	54,000	40,500
		100m ³ 以上 200m ³ 未満	31,000	23,250
	移動式 製造設備 の み ※2	1,000万m ³ 以上	91,000	※3 68,250
500万m ³ 以上 1,000万m ³ 未満		75,000	56,250	
100万m ³ 以上 500万m ³ 未満		60,000	45,000	
50万m ³ 以上 100万m ³ 未満		44,000	33,000	
10万m ³ 以上 50万m ³ 未満		27,000	20,250	
25,000m ³ 以上 10万m ³ 未満		21,000	15,750	
5,000m ³ 以上 25,000m ³ 未満		16,000	12,000	
1,000m ³ 以上 5,000m ³ 未満		13,000	9,750	
200m ³ 以上 1,000m ³ 未満		11,000	8,250	
100m ³ 以上 200m ³ 未満		7,400	5,550	
高圧ガス 製造変更 許可手数料	変更前より	1,000万m ³ 以上増加	370,000 ※3 277,500	
	定置式製造設備 ※1	100万m ³ 以上 1,000万m ³ 未満増加	220,000 165,000	
		50万m ³ 以上 100万m ³ 未満増加	150,000 112,500	
		10万m ³ 以上 50万m ³ 未満増加	93,000 69,750	
		25,000m ³ 以上 10万m ³ 未満増加	69,000 51,750	
		5,000m ³ 以上 25,000m ³ 未満増加	61,000 45,750	
		1,000m ³ 以上 5,000m ³ 未満増加	57,000 42,750	
		200m ³ 以上 1,000m ³ 未満増加	39,000 29,250	
		200m ³ 未満増加	26,000 19,500	
		その他のとき	16,000 12,000	
	移動式製造設備の み ※2	変更前より	1,000万m ³ 以上増加	65,000 ※3 48,750
		500万m ³ 以上 1,000万m ³ 未満増加	53,000 39,750	
		100万m ³ 以上 500万m ³ 未満増加	44,000 33,000	
		50万m ³ 以上 100万m ³ 未満増加	31,000 23,250	
		10万m ³ 以上 50万m ³ 未満増加	18,000 13,500	
	25,000m ³ 以上 10万m ³ 未満増加	14,000 10,500		
	5,000m ³ 以上 25,000m ³ 未満増加	12,000 9,000		
	1,000m ³ 以上 5,000m ³ 未満増加	9,200 6,900		
	200m ³ 以上 1,000m ³ 未満増加	8,200 6,150		
	200m ³ 未満増加	5,100 3,825		
	その他のとき	3,200 2,400		

※1 定置式製造設備を設置する第一種製造者(移動式製造設備を併設する場合を含む。)の事業所の許可対象製造設備

※2 第一種製造者のうち、移動式製造設備のみを設置する事業所の許可対象製造設備

※3 移動式製造設備に係る完成検査であって、液化石油ガス法第37条の3第1項の完成検査に合格したものであつては、処理容積又は増加する処理容積にかかわらず 6,100 円。

手数料の名称		冷 凍 能 力		手数料(円)	完成検査(円)	
高圧ガス 製造許可 手数料	冷 凍 設 備	3,000トン以上		110,000	82,500	
		1,000トン以上	3,000トン未満	87,000	65,250	
		300トン以上	1,000トン未満	68,000	51,000	
		100トン以上	300トン未満	54,000	40,500	
		20トン以上	100トン未満	36,000	27,000	
高圧ガス 製造変更 許可手数料	冷 凍 設 備	変更前より		3,000トン以上増加	69,000	51,750
		1,000トン以上	3,000トン未満増加	62,000	46,500	
		300トン以上	1,000トン未満増加	55,000	41,250	
		100トン以上	300トン未満増加	38,000	28,500	
		100トン未満増加	30,000	22,500		
		その他のとき		16,000	12,000	

手数料の名称		手数料(円)	完成検査(円)
高圧ガス貯蔵所 許可手数料	第一種貯蔵所	25,000	18,750
高圧ガス貯蔵所変 更許可手数料	貯蔵容積が増加するとき	14,000	10,500
	その他のとき	11,000	8,250
容器検査所登録および更新手数料		16,000	
高圧ガスの種類又は圧力の変更の刻印等		1,400	
高圧ガス製造保安責任者免状及び販売主任者免状交付手数料		3,400	
" 及び "		再交付手数料	2,400

手数料の名称		処 理 容 積		手数料(円)	
保安検査 手数料	定 置 式 製 造 設 備 ※1	1,000万m ³ 以上		610,000	
		100万m ³ 以上	1,000万m ³ 未満	370,000	
		50万m ³ 以上	100万m ³ 未満	250,000	
		10万m ³ 以上	50万m ³ 未満	150,000	
		25,000m ³ 以上	10万m ³ 未満	120,000	
		5,000m ³ 以上	25,000m ³ 未満	95,000	
		1,000m ³ 以上	5,000m ³ 未満	75,000	
		200m ³ 以上	1,000m ³ 未満	60,000	
		100m ³ 以上	200m ³ 未満	33,000	
		移 動 式 製 造 設 備 の み ※2	1,000万m ³ 以上		95,000
			500万m ³ 以上	1,000万m ³ 未満	80,000
			100万m ³ 以上	500万m ³ 未満	64,000
			50万m ³ 以上	100万m ³ 未満	47,000
			10万m ³ 以上	50万m ³ 未満	31,000
25,000m ³ 以上	10万m ³ 未満		22,000		
5,000m ³ 以上	25,000m ³ 未満		20,000		
1,000m ³ 以上	5,000m ³ 未満	15,000			
200m ³ 以上	1,000m ³ 未満	12,000			
100m ³ 以上	200m ³ 未満	7,700			

※1 定置式製造設備を設置する第一種製造者(移動式製造設備を併設する場合を含む。)の事業所の許可対象製造設備

※2 第一種製造者のうち、移動式製造設備のみを設置する事業所の許可対象製造設備